

城里町  
第2期地域福祉計画

平成24年3月  
茨城県 城里町



## はじめに

現在の地域社会を取り巻く状況は、人口減少が進行し、家庭内の介護や子育て機能が弱まっているばかりでなく、地域においても人間関係が希薄化し無縁社会と呼ばれる状況が進んでいます。



それに伴い、ひとり暮らし高齢者や障害のある人、子育て家庭など、何らかの支援が必要な方にとって住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会づくりがこれまで以上に重要となってきています。

本町では、増え続ける福祉課題や多様化した福祉ニーズに応えるため、平成 20 年度策定された第 1 期城里町地域福祉計画に引き続き、この度「第 2 期城里町地域福祉計画」を策定いたしました。

今後はこの計画に基づき、地域の皆様が主体となり、行政や社会福祉協議会と協働しながら地域福祉を推進願いたいと考えますが、町におきましても他の福祉に関する個別計画と連携を図りながら福祉の向上に努めてまいりたいと存じます。

また、東日本大震災を教訓として、災害時要援護者への支援などの新たな施策と連携し、「絆」づくりを進める要として、この計画を積極的に展開してまいります。

結びにあたり、本計画の策定に多大なる尽力を賜りました城里町地域福祉計画策定委員会委員の皆様をはじめ、町民の皆様にはアンケート調査やパブリックコメントにおいて貴重なご意見・御協力をいただき心より感謝申し上げます。

平成 24 年 3 月

城里町長 阿久津 藤男



# 目次

## 総論

### 第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	法令等の根拠	2
	(1) 地域福祉計画とは	2
	(2) 計画の位置づけ	3
3	計画の期間	4
4	計画の策定体制	4
	(1) 城里町地域福祉計画策定委員会の設置	4
	(2) アンケート調査の実施	4
	(3) 計画の評価	4
5	各種関連計画の概要	5
	(1) 第1次城里町総合計画後期計画	5
	(2) 城里町次世代育成支援行動計画（後期計画）	6
	(3) 城里町障害者基本計画（後期計画）及び障害福祉計画（第3期計画）	7
	(4) 城里町高齢者福祉計画及び第5期介護保険事業計画	8

### 第2章 城里町の現状と課題

1	統計からみる現状	9
	(1) 人口の推移	9
	(2) 世帯数の推移	10
	(3) 障害者数の推移	11
	(4) 要介護認定者等の推移	12
	(5) 出生数・出生率の推移	13
2	地域福祉を支える各種団体等の状況	14
	(1) 自治会の状況	14
	(2) 民生委員・児童委員	14
	(3) ボランティア団体、NPO法人の状況	15
3	アンケート調査からみる現状	18
	(1) 日常生活で困っていること	18
	(2) 近所づきあいについて	19
	(3) 地域生活について	20
	(4) 地域活動について	22
	(5) ボランティア活動について	23
	(6) 参加している活動について	24
	(7) 情報提供・支援について	25
	(8) 城里町について	26
	(9) 災害時について	27

### 第3章 計画の基本理念と目標

1 基本理念.....	29
2 基本目標.....	29
(1) 地域福祉ネットワークづくりの推進.....	30
(2) 地域福祉推進体制の充実.....	30
(3) ボランティア活動の支援・育成.....	30
(4) 福祉のまちづくりの推進.....	30
3 施策の体系.....	31

## 各論

### 第1章 地域福祉ネットワークづくりの推進

1 福祉意識の醸成.....	33
2 地域での交流活動の推進.....	35
3 地域での見守り・支え合い体制の構築.....	37

### 第2章 地域福祉推進体制の充実

1 情報提供・相談支援.....	39
2 福祉サービスの充実.....	42
3 権利擁護の普及.....	44

### 第3章 ボランティア活動の支援・育成

1 ボランティアの育成・支援.....	47
2 福祉教育の推進.....	49
3 人材育成体制の充実.....	52

### 第4章 福祉のまちづくりの推進

1 バリアフリーの推進.....	55
2 心のバリアフリーの推進.....	57
3 防犯・防災体制の強化.....	59

### 第5章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制.....	61
2 計画の評価体制.....	61

## 資料編

### 資料編

1 策定経過.....	63
2 城里町地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	64
3 城里町地域福祉計画策定委員会委員名簿.....	65

# 総論

---



# 第1章 計画の策定にあたって



## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

---

まちづくりの課題や住民のニーズは複雑かつ多様化しており、高齢者、障害者、児童などといった対象に応じて提供される福祉サービスのみでは十分に対応できるものではありません。多様な地域住民のニーズに応じて、保健・医療・福祉、その他の生活関連分野全般にわたる総合的な取り組みが求められており、今後は、民間によるサービスも含めて多様なサービスが十分に連携を取りながら、総合的に提供されることが不可欠です。

また、これからの少子高齢社会をだれもがいきいきとして生活することができる社会としていくためには、保健・医療・福祉等の連携による総合的なサービスの提供に加え、地域の中で住民相互の支え合い、助け合いが活発に展開されていくことが欠かせません。

本町は、平成17年2月に、常北町、桂村、七会村の1町2村が合併し誕生しました。新しい町の将来構想として平成23年に策定された「第1次総合計画（後期計画）」では、健康・福祉部門において「ともに支え合い すべての人が元気で安心して暮らせるまちづくり」を推進するため、だれもが人とのふれあいの中で生き生きと暮らせるよう、関係機関やボランティアの連携による福祉のネットワークの強化を図り地域全体で支えあう福祉のまちづくりを目指しています。

そのため、これまでの「城里町地域福祉計画」を改め、総合計画に対応し、地域福祉、次世代育成、高齢者、障害者、保健・医療の各分野において、他のまちづくりの各施策との連携を図りながら、保健・医療・福祉の充実を図るための方策を考え、推進する必要があります。

なお、策定にあたりアンケート調査やパブリックコメントを実施するなど、町民の意見を反映することにより、さらに、地域福祉の充実を図り、子どもから高齢者まで、安心して生活できるようなまちを築きあげていくための計画としました。

## 2 法令等の根拠

### (1) 地域福祉計画とは

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定にもとづき、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」をめざすための「理念」と「仕組み」をつくる計画であり、市町村が行政計画として策定するものです。

#### 社会福祉法(抄)

##### 第1条（目的）

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

##### 第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

##### 第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(2) 計画の位置づけ

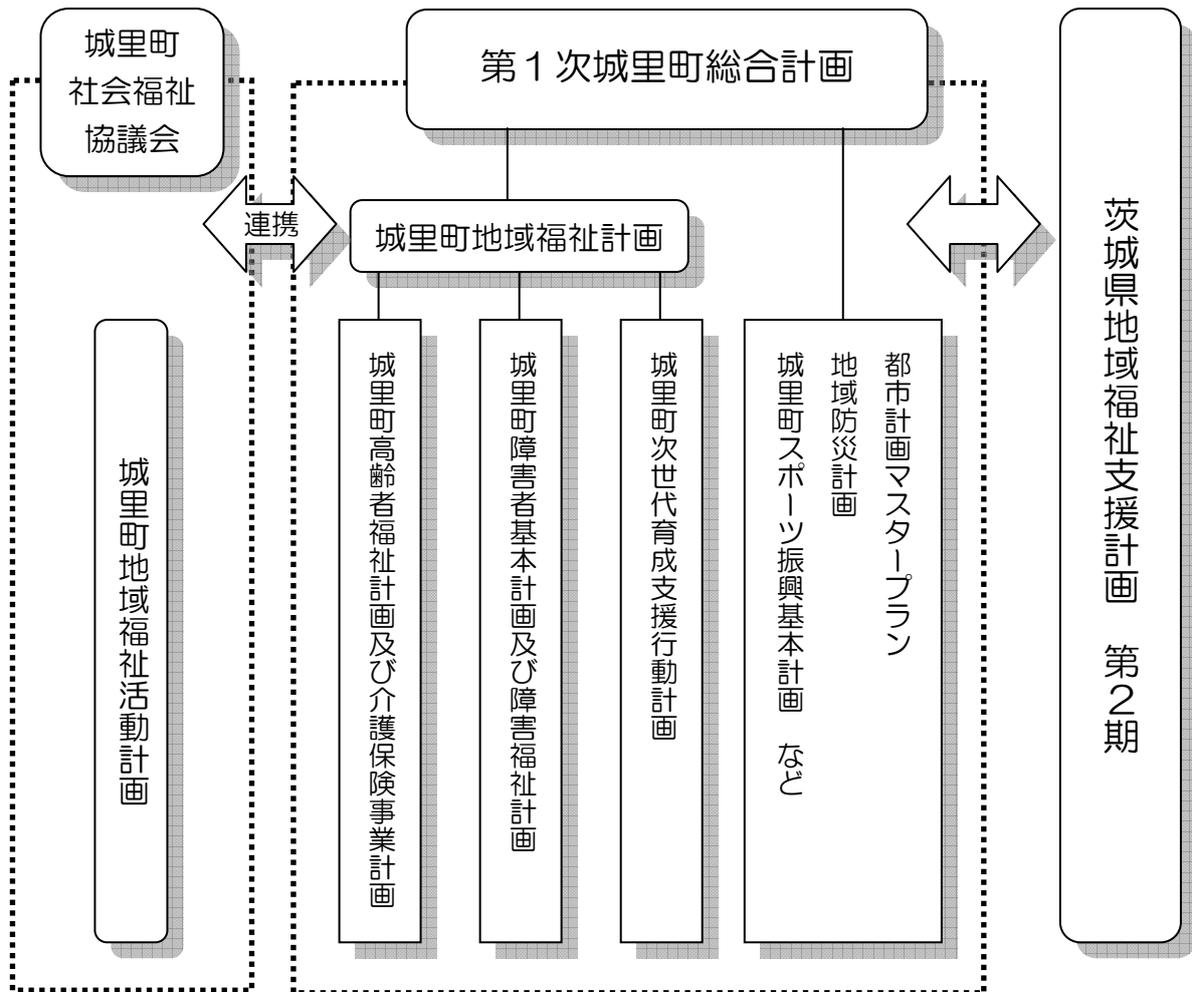
平成23年度策定の第1次総合計画（後期計画）における健康・福祉部門「ともに支えあい すべての人が元気で安心して暮らせるまちづくり」を推進するための基本計画としての性格を持ちます。

また、社会福祉法第107条（平成15年4月1日施行）に規定する市町村地域福祉計画として位置付けられます。

本町には、「城里町障害者基本計画及び障害福祉計画」、「城里町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」、「城里町次世代育成支援行動計画」など、障害者、高齢者、児童といった対象ごとの施策に関する個別の計画があり、それぞれの分野固有の施策、達成目標などについては、各個別計画に基づいて推進します。一方、この地域福祉計画はこれらの計画に基づく施策を推進する上での共通する理念とします。

また、城里町社会福祉協議会策定の「地域福祉活動計画」と連携しながら計画を推進します。

■ 計画の位置づけ ■



### 3 計画の期間

---

本計画は、平成 24 年度から平成 27 年度までの 4 年間を計画期間とします。なお、平成 26 年度から平成 27 年度に見直しを行うものとします。

### 4 計画の策定体制

---

#### (1) 城里町地域福祉計画策定委員会の設置

「城里町地域福祉計画」の策定は、学識経験者、町議会議員、福祉関係者、保健医療関係者、行政機関関係者などの委員からなる「城里町地域福祉計画策定委員会」を設置し、審議・検討を行いました。

#### (2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、町民の現状や意向などを把握し、計画づくりに反映するために、アンケート調査を行いました。

#### ■ アンケート調査概要 ■

対象	満 18 歳以上の町民（無作為抽出）
調査期間	平成 23 年 10 月 3 日（月）～平成 23 年 10 月 17 日（月）
配布・回収	郵送
配布数	1,000 人
回収数	392 人
回収率	39.2%

#### (3) 計画の評価

本計画の評価は、次回計画策定の際にアンケート調査等を行い、制度の浸透状況や住民の意向を把握したうえで、計画の点検・評価を行っていきます。また、地域住民からの声や民生委員・児童委員等からの情報により、逐次、意向の把握に努め、計画の点検・評価を行い改善に努めます。

#### (4) パブリックコメント

本計画の策定にあたり、広く町民から意見を求めるため、平成 24 年 1 月 18 日（水）から平成 24 年 2 月 8 日（水）までの期間、パブリックコメントを実施しました。

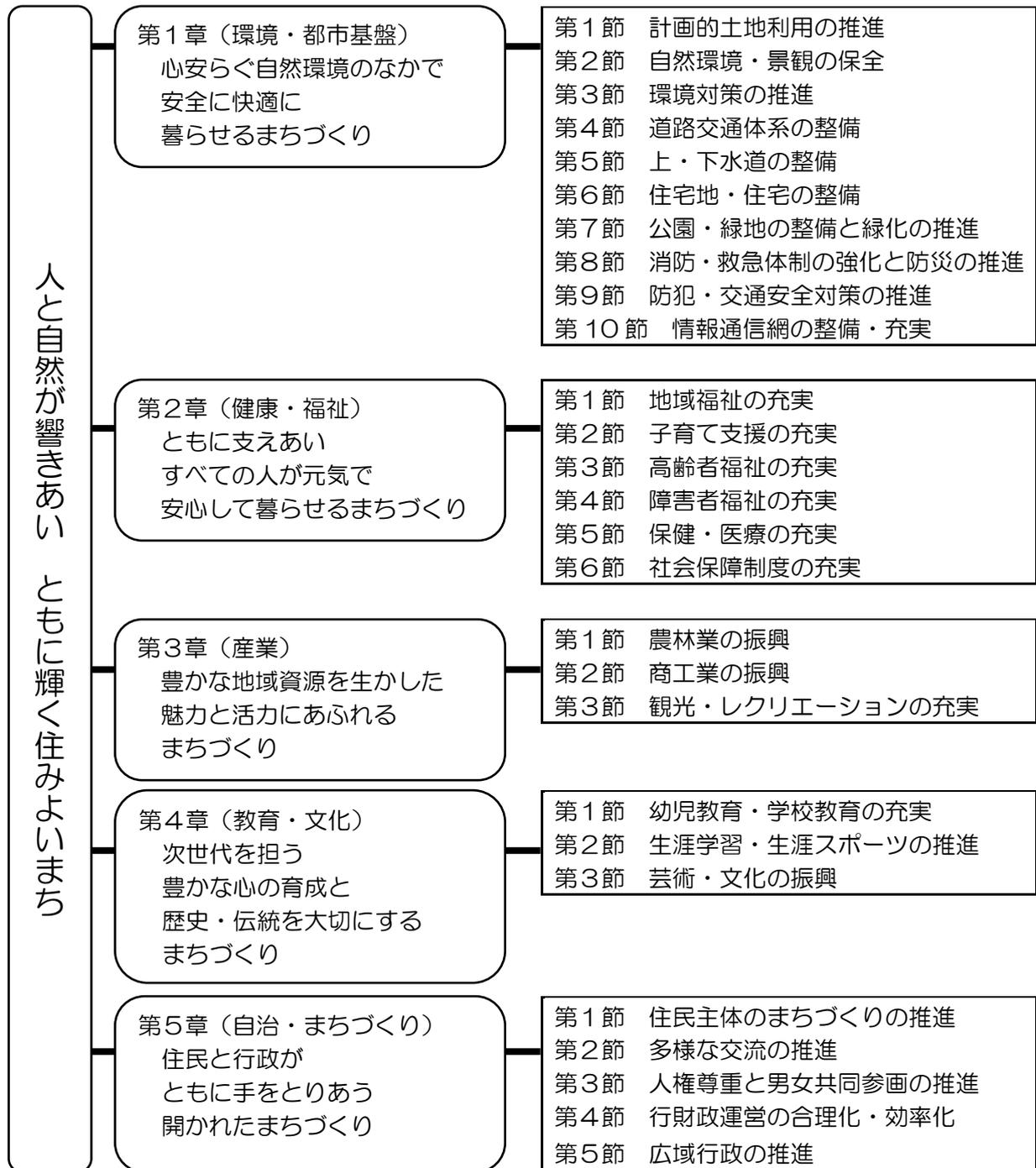
## 5 各種関連計画の概要

(1) 第1次城里町総合計画後期計画（計画期間：平成23年度～平成27年度）

<将来像>

<基本目標>

<主要施策>



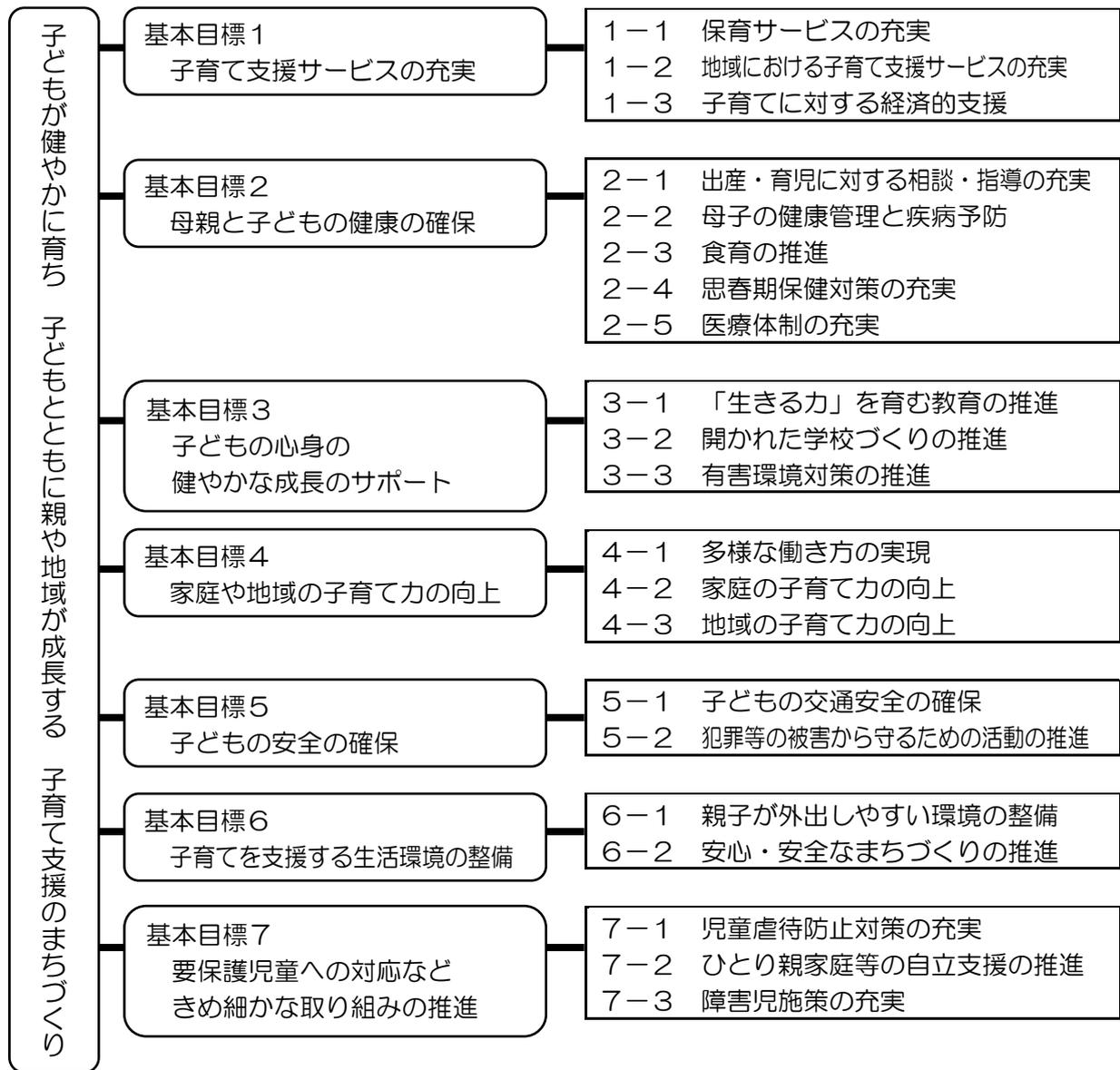
(2) 城里町次世代育成支援行動計画（後期計画）

（計画期間：平成22年度～平成26年度）

<基本理念>

<基本目標>

<主要施策>



<基本的な考え方>

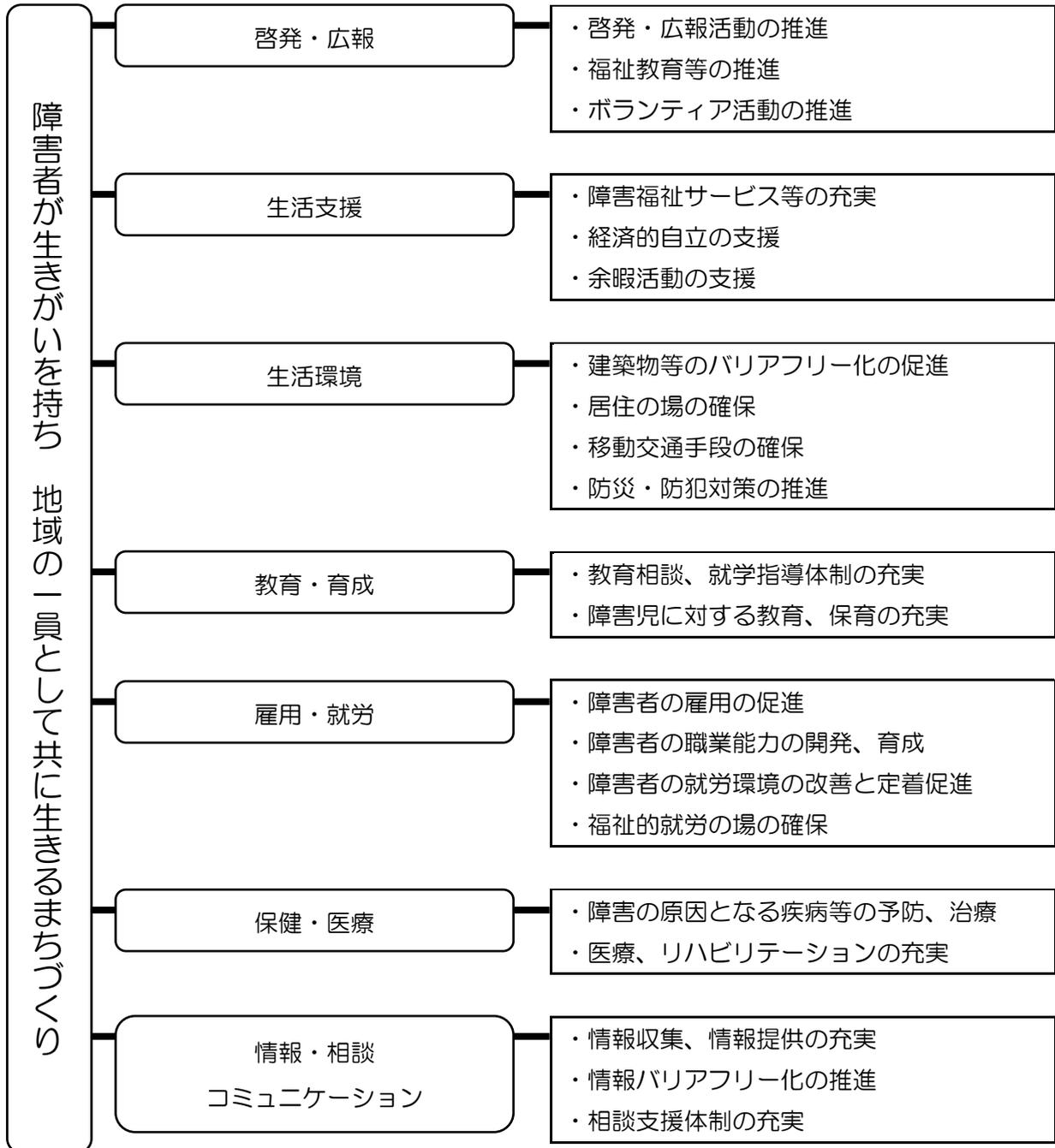
- ① 子どもの幸せを第一に考え、子育て家庭の立場に立ったサービス提供を目指します。
- ② 子育て家庭が前向きに子育てに取り組むことができるように応援します。
- ③ 多様な家庭のあり方を尊重し、すべての子育て家庭が安心して子育てに取り組むことができるように応援します。
- ④ 地域のすべての人が、自分の立場でできることを行い、子育てを社会全体で支援します。

(3) 城里町障害者基本計画（後期計画）及び障害福祉計画（第3期計画）  
 （計画期間：平成24年度～平成26年度）

<基本理念>

<基本分野>

<施策>



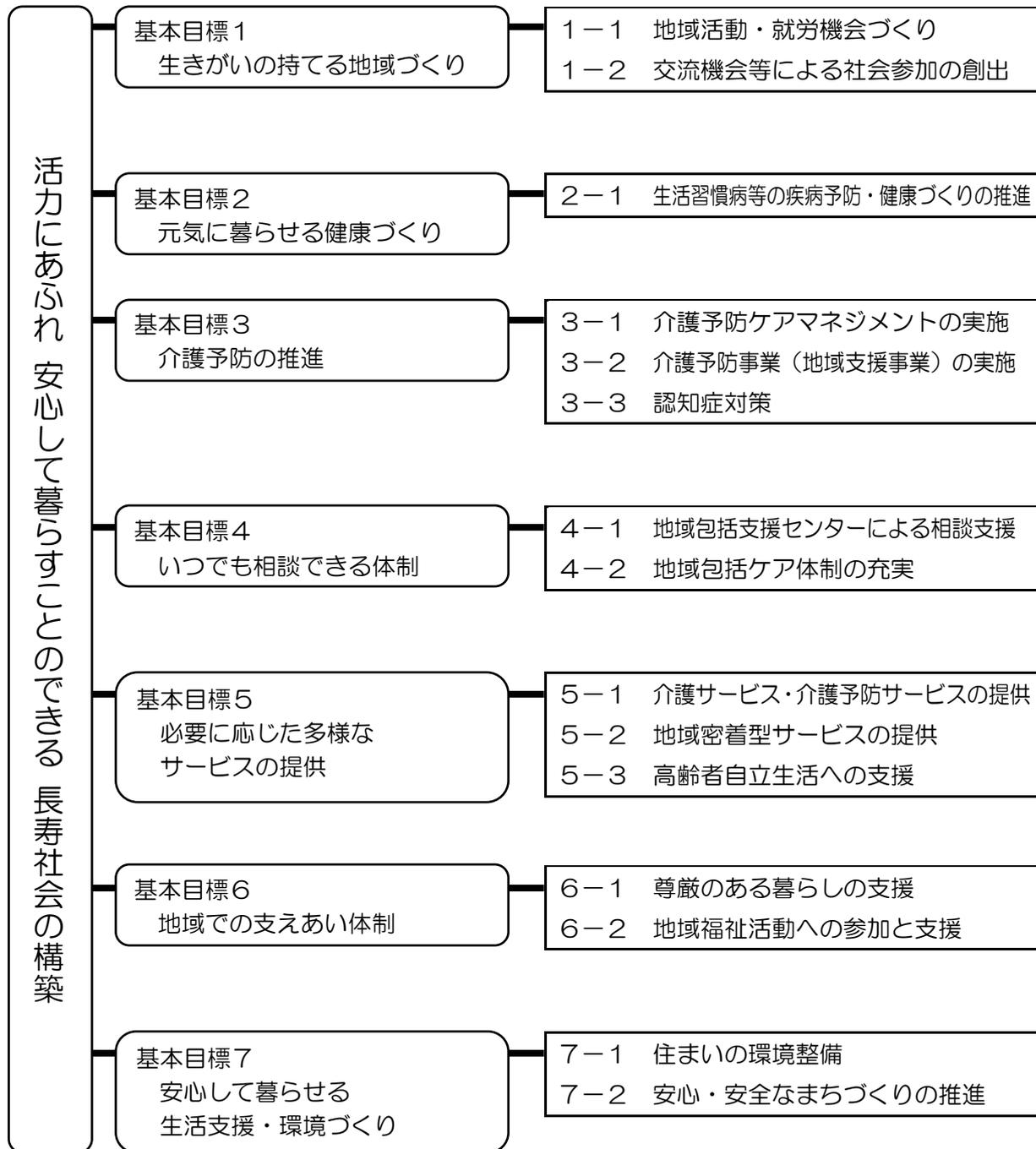
(4) 城里町高齢者福祉計画及び第5期介護保険事業計画

(計画期間：平成24年度～平成26年度)

<基本理念>

<基本目標>

<主要施策>



<将来像>

- 周囲に支えられ、安心・安全に暮らせる地域社会
- 自立をめざせる高齢者
- いきいきと地域で暮らせる高齢者

## 第2章 城里町の現状と課題



## 第2章 城里町の現状と課題

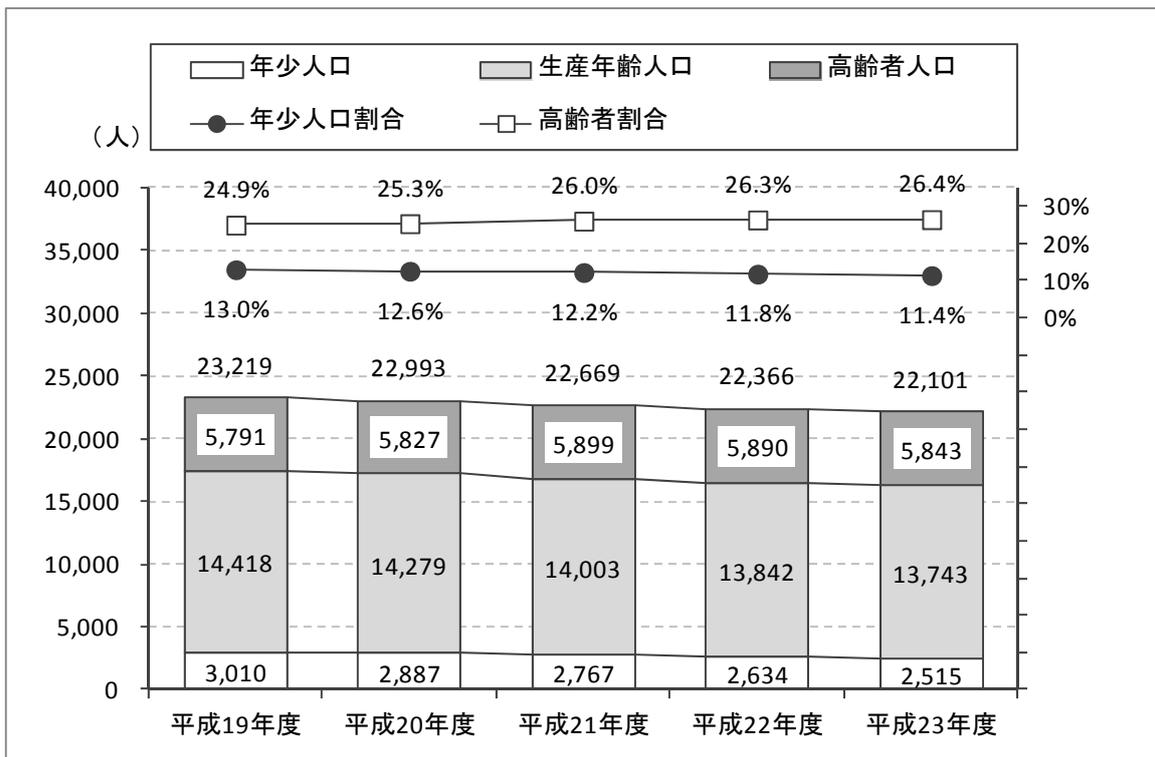
### 1 統計からみる現状

#### (1) 人口の推移

住民基本台帳から本町の人口推移をみると、総人口は年々減少しており、平成23年度は22,101人となっており、5年前と比較すると1,118人減少しています。

また、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15歳以上65歳未満）においても年々減少しています。高齢者人口（65歳以上）は平成21年度までは増加傾向にありましたが、平成22年度、平成23年度はやや減少しています。しかし、高齢者割合（高齢化率）は年々上昇しており、平成23年度は26.4%となっています。このことから、本町においても着実に少子高齢化が進行しているといえます。

#### ■ 人口の推移 ■



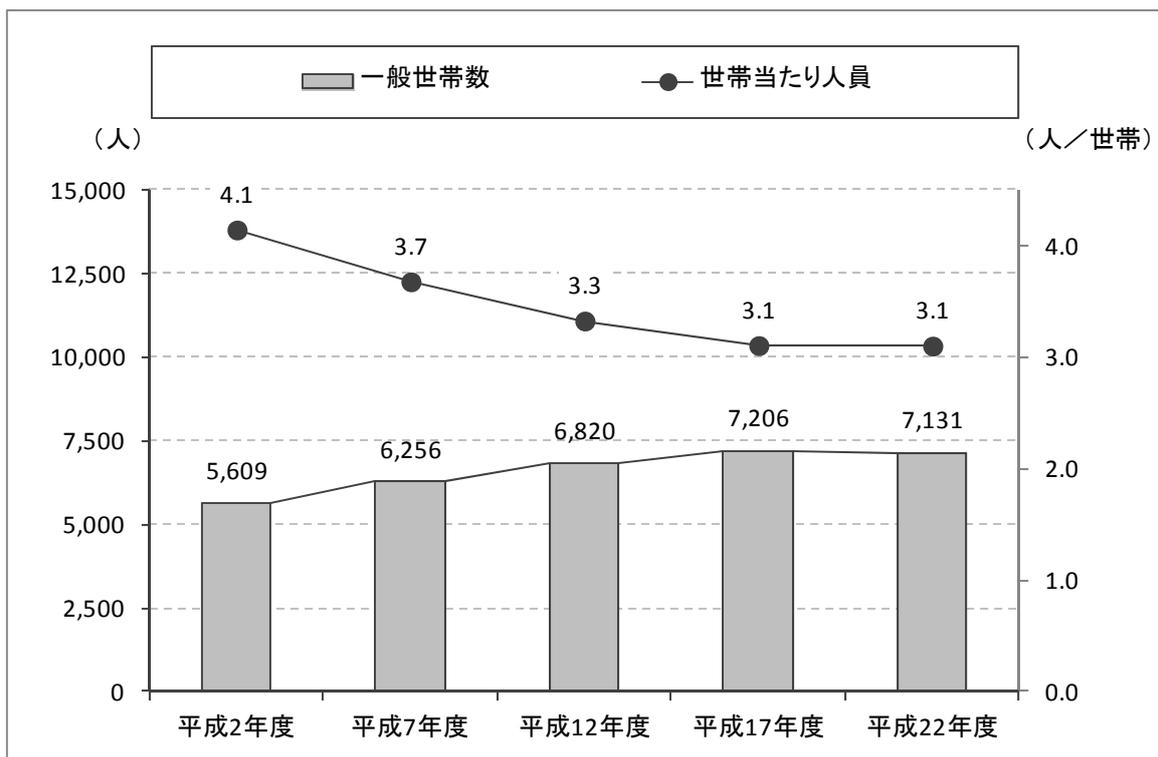
(資料：住民基本台帳・各年度4月1日現在)

## (2) 世帯数の推移

世帯数は平成17年の国勢調査では7,206世帯となっており、平成2年から1,597世帯増加しています。しかし、平成22年は7,131世帯と、やや減少しています。

世帯当たりの人数は、平成2年の4.1人から平成22年の3.1人へと減少しており、核家族や一人暮らし世帯の割合が増加していると考えられます。

■ 世帯数及び世帯当たり人数推移 ■

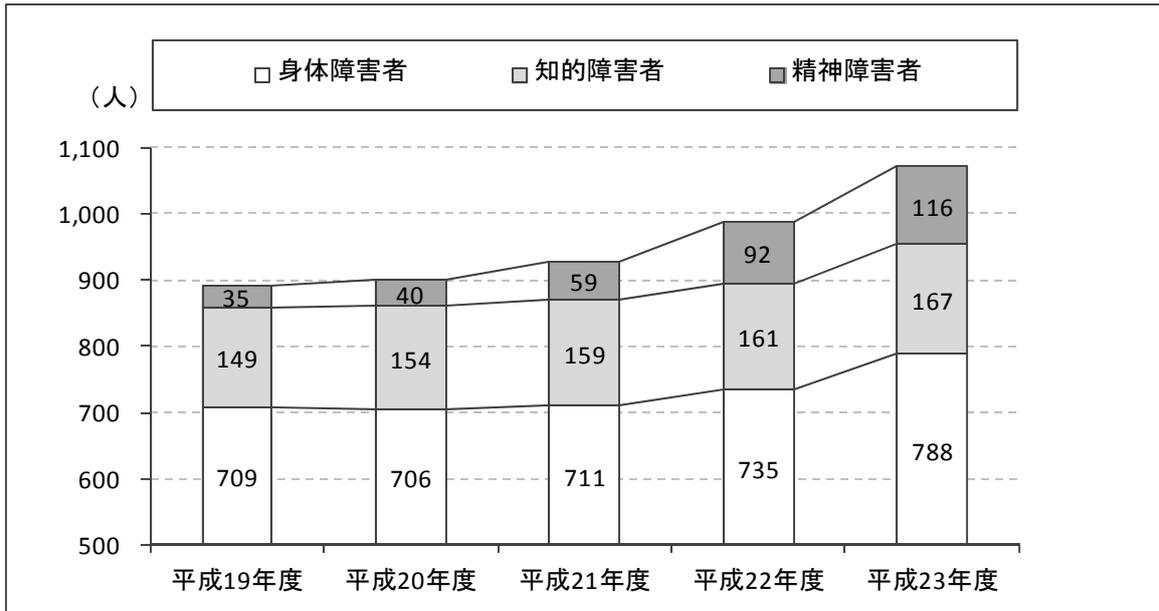


(資料：国勢調査)

(3) 障害者数の推移

障害者数は、年々増加しており、平成23年度では、身体障害者は788人で平成19年度と比較すると79人(11.1%)増、知的障害者は167人で18人(12.1%)増、精神障害者は116人で81人(231.4%)増となっており、精神障害者が急増している状況です。

■ 障害者数の推移 ■



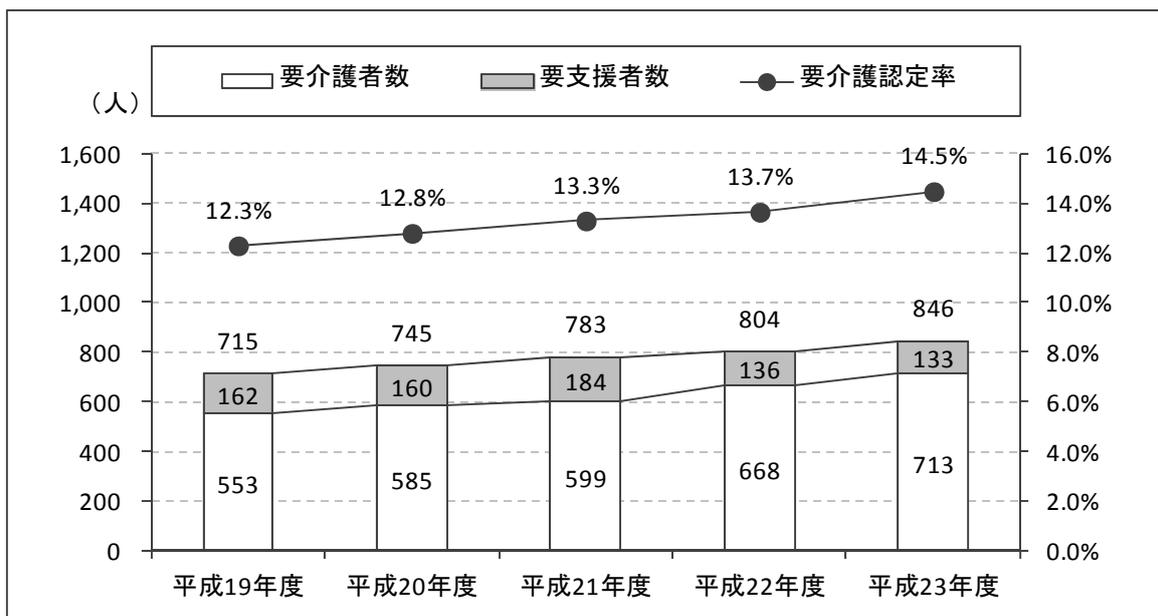
(資料：健康福祉課・各年4月1日現在)

(4) 要介護認定者等の推移

要介護認定者数は、平成23年で846人となっており、介護保険が開始となった平成12年以降、年々増加しており、5年前の平成19年と比較すると、131人の増加となっています。

認定率についても、認定者数の増加とともに上昇しており、平成23年には、14.5%と、平成19年と比較すると2.2%の増加となっています。

■ 要介護認定者等の推移 ■

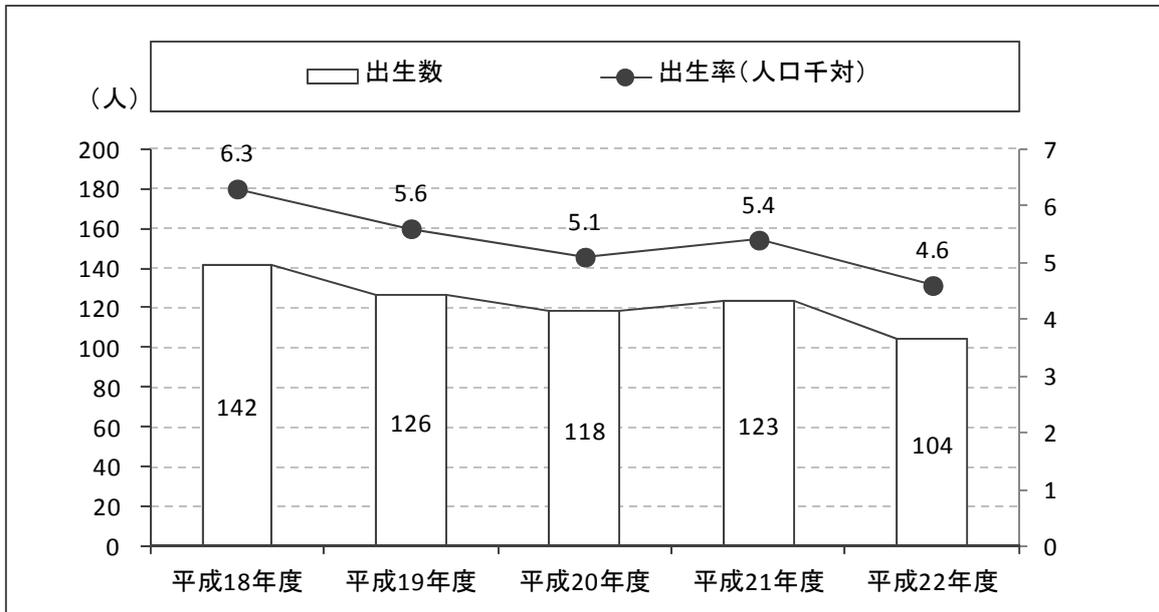


	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
高齢者数	5,833	5,827	5,899	5,890	5,843
要介護認定率	12.3%	12.8%	13.3%	13.7%	14.5%
要支援・要介護認定者数	715	745	783	804	846
要支援	162	160	184	136	133
要支援1	48	50	45	27	26
要支援2	114	110	139	109	107
要介護	553	585	599	668	713
要介護1	76	76	59	64	73
要介護2	124	134	126	158	174
要介護3	129	154	173	192	188
要介護4	129	130	140	147	155
要介護5	95	91	101	107	123

(資料：介護保険事業報告・各年4月報告分)

(5) 出生数・出生率の推移

出生数は平成22年で104人となっており、過去5年間で最も少ない数となっています。それにもなって出生率（人口1,000人あたりにおける出生数）も4.6となっており、過去5年間で最も少なくなっています。



(資料：健康福祉課・各年度末現在)

## 2 地域福祉を支える各種団体等の状況

### (1) 自治会の状況

自治会は、そこに住んでいるだれもが住んでよかったと思えるような地域社会の実現に向け、地域全体の様々な課題を協働して解決していく場であると同時に、住民相互のコミュニケーションづくりの中心となるものです。

自治会の役割は、互いに支え合い住みよいまちを作っていくことです。そのために、様々な親睦行事を通じて地域の住民同士が交流を深めたり、地域の生活環境の向上に取り組んだり、健康づくりや福祉活動も行われています。

また、最近では、地域に住む人たちが防犯に気を配り、安心して暮らせるまちづくりのための防犯パトロール活動を行う自治会も増えています。

さらに、災害に備え、自主防災組織をつくり防災訓練を実施し災害に強いまちづくりを進めています。

自治会活動は、地域の状況や規模によりさまざまですが、地域の特性に応じた自主的な活動を通じ、住みよいまちづくりに向けた様々な活動を行なっています。

本町の自治会数は448となっています。

### (2) 民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、児童委員を兼ねています。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する主任児童委員の指名を受けています。

現在本町では、民生委員・児童委員が47人、主任児童委員が3人の合計50人が活動しています。

#### ■ 民生委員・児童委員の数 ■

民生委員・児童委員	47人	主任児童委員	3人
-----------	-----	--------	----

### (3) ボランティア団体、NPO法人の状況

「NPO」とは、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称です。このうち「NPO法人」とは特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称です。現在、本町では1団体が活動しています。

また、城里町社会福祉協議会登録のボランティア団体は35団体あり、様々な分野で活動を行っています。

#### ■ 城里町社会福祉協議会登録ボランティア団体 ■

団体名	人数	活動内容
城里町更生保護女性会	56名	更生援護施設の訪問（手作りの弁当を持参しての会食）や愛の募金（更生施設へ）・啓発運動・ミニ集会・（非行防止）等の活動をしています。
常北女性会ふれあいボランティアグループ	34名	70歳以上のひとり暮らしの方を対象に、月1回手づくりのプレゼントを届けながら、安否確認の活動を実施しております。また、その他、施設を訪問し随時清掃活動も行っております。
つくしの会	14名	七会地区の一人暮らし高齢者を対象に、週1回のお弁当作りと配達を行い、一人暮らし高齢者とのふれあい活動と安否確認に努めています。
輪を広げる会	36名	親子一緒に施設を訪問し、手づくりの小物をプレゼントしながら歌を歌ったりして施設入所されている方々との交流会を行っています。
運転ボランティア	9名	町・健康福祉課主催、障害者対象の機能回復訓練の送迎や社会福祉協議会主催のイベント等へ障害があるため参加困難な方の送迎をしています。
ともしび	8名	町・健康福祉課主催の障害者の方対象の機能回復訓練のお手伝いを通し、参加された方々とのふれあいを楽しみに活動しています。
広報ボランティア	15名	見える社協を目指し発行している、社会福祉協議会の広報紙「かざぐるま」の取材や編集を行っています。（年に4回発行）
サロンほのぼの	14名	70歳以上の独居の方・70歳以上の高齢者世帯の方々をサービス利用の対象として、公民館等で紙芝居を見ていただいたり、ボランティアとふれあいながら食事会を行っています。また、現在の世相を反映した寸劇を演じています。
手話サークル「つばさ」	16名	手話教室で学び、主に聾学校を訪問したり、障害を持った方々との交流会を行ったり、社協主催のイベント等の参加協力をしています。

桂うぐいす会	68名	桂地区の一人暮らし高齢者を対象に、週1回のお弁当作りと配達を行い、一人暮らし高齢者とのふれあい活動と安否確認に努めています。
虹の会	22名	七会地区の一人暮らし高齢者を対象に、週1回のお弁当づくりと配達を行い、一人暮らし高齢者とのふれあい活動と安否確認に努めています。
フォークダンス ボランティア城里	32名	施設を訪問し、フォークダンスご覧いただきながら、施設入所されている方々と一緒に、楽しみながら交流会をしています。
ホロルクラブ	33名	町民とのふれあいを通し、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう共に支え合う仲間づくりをしています。
うぐいすの会	13名	月1回、歌謡曲の練習を行い、施設を訪問し入所されている方々に楽しんでいただいています
桂絵手紙ボランティア	13名	ひとり暮らし高齢者の方へ絵手紙を送り心の交流活動をしています。
扇道華の会	8名	施設を訪問し、日頃練習している日本舞踊の観賞を通し入所されている方々と交流を図っています。また社協主催のイベント等の参加協力をしています。
いきいきヘルスどんぐり	34名	施設を訪問し、施設利用されている方々との交流を目的としたグループです。交流会の為、週1回集まり、ダンスや小物づくり等、活動の為の準備を行っています。
常北絵手紙の会	10名	絵手紙教室での経験を生かし、80歳以上のひとり暮らしの方を対象に、絵手紙を送り、心の交流活動をしています。
ほほえみの会	40名	3級ヘルパーを取得（一般生）後、地域の福祉の充実のために、在宅で介護をしているお宅に訪問しての話し相手や、町内の学校等に出向いて疑似体験の指導をしています。
幸の会	16名	七会地区の一人暮らし高齢者を対象に、週1回のお弁当づくりと配達を行い、一人暮らし高齢者とのふれあい活動と安否確認に努めています。
城里町シルバーリハビリ 体操指導士会	81名	シルバーリハビリ体操の指導資格を取得後、各地域に出向いてシルバーリハビリ体操の指導を行い、地域高齢者の介護予防とふれあい活動に努めています。
桂地区ふれあい訪問 ボランティア	3名	70歳以上のひとり暮らしの方を対象に、月1回小物のプレゼントを届けながら、安否確認の活動を実施しております。
上戸フラワー ボランティアの会	17名	国道沿いにある花壇を整備し、環境美化を推進するため、苗作りから移植、その後の管理までを行っています。
職秋会	9名	施設を訪問し、日頃練習している日本舞踊の観賞を通し入所されている方々と交流を図っています。また社協主催のイベント等の参加協力をしています。

くらしの会	97名	地域の環境問題に取り組むとともに、会員相互の交流を図っています。
常北フラスクール	8名	施設や地域のサロンから依頼を受け、日頃練習しているフラダンスを通し入所されている方々や地域の高齢者と交流を図っています。
子育て支援ボランティア 「2010会」	7名	つながりが希薄となった地域において、子供達と高齢者の世代間交流を図り、子供達に地域意識や福祉意識を芽生えさせる等の子育て支援を行っています。
男塾	31名	男塾を修了した男性の方々が、退職後の地域福祉活動として福祉作業所支援や子育て支援に関わっています。
子育て支援 ボランティア はんどちゃん	58名	常北地区那珂西の子供・父母・祖父母の3世代交流や、さらにボランティアや高校生会と交流を持ち、地域での福祉活動を行っています。
ハワイアン同好会	8名	施設や地域のサロンから依頼を受け、日頃練習しているハワイアンの演奏を通し入所されている方々や地域の高齢者と交流を図っています。
つくしんぼ音楽隊	11名	音楽を通して施設等を訪問し、交流を図っています。
B&Gかつら	3名	地域において、高齢者を対象として、シルバーリハビリ体操の指導を行うことによって介護予防活動を行っています。
福祉作業所ボランティア	26名	城里町障害者福祉作業所における、支援ボランティア。作業所活動の、軽作業の見守りや納豆のラベル貼り・牛乳パック再生での葉書づくりの補助、畑作業等、外出の支援、看護、介護等のボランティア活動をしています。
配食サービス ボランティア	102名	福祉作業所「つくし」の活動と「つくしの会」の活動（配食サービス）の支援をしています。
個人登録ボランティア	36名	社協主催時の看板書き、施設訪問、社協事業の協力をしています。

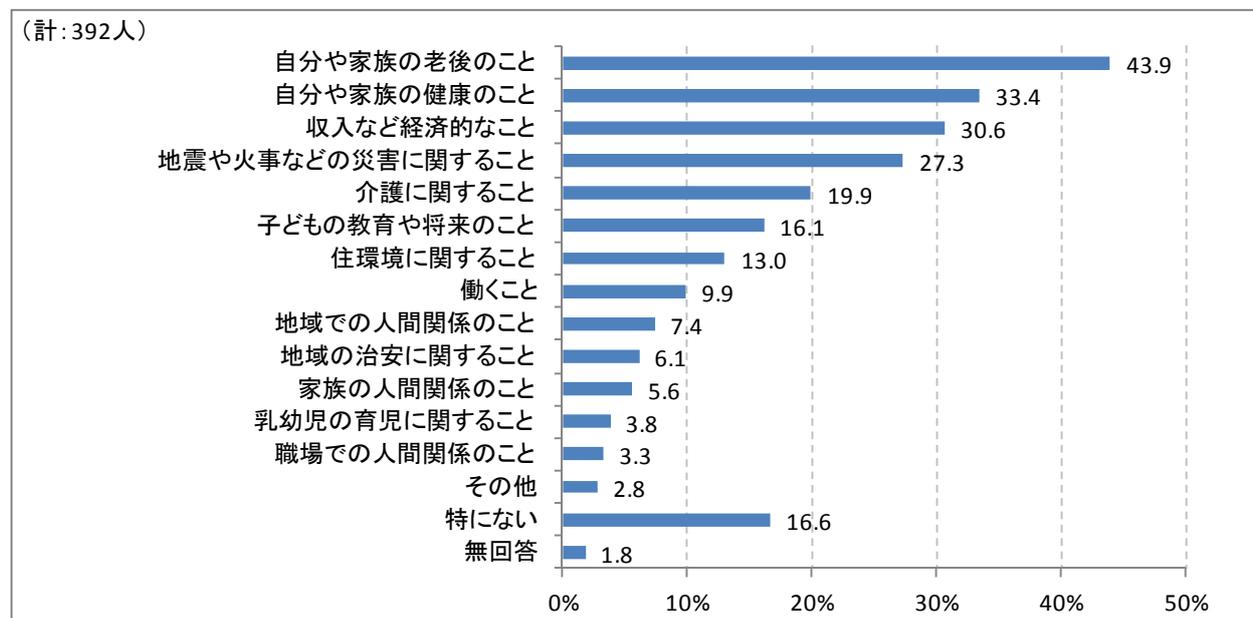
(資料：城里町社会福祉協議会・平成23年4月1日現在)

### 3 アンケート調査からみる現状

#### (1) 日常生活で困っていること

日常生活で困っていることで最も多かった内容は「自分の家族や老後のこと」で 43.9% となっています。続いて「自分や家族の健康のこと」(33.4%)、「収入など経済的なこと」(30.6%)、「地震や火事などの災害に関すること」(27.3%) となっています。

■ 日常生活で困っていること ■



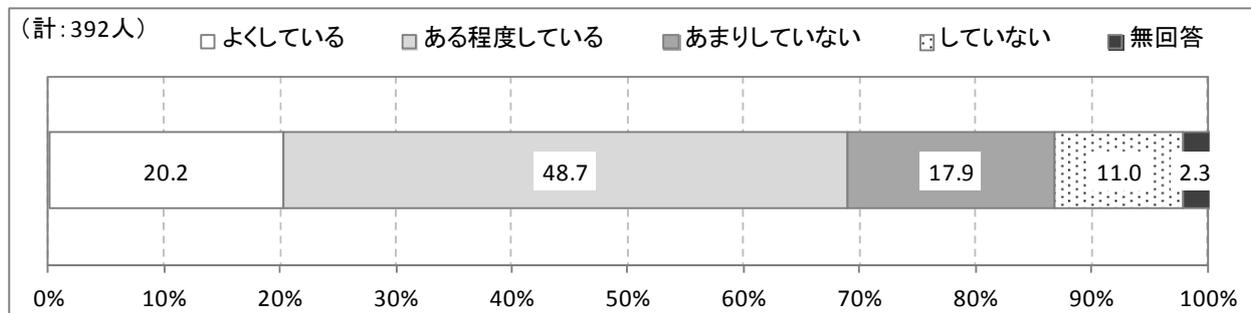
## (2) 近所づきあいについて

近所づきあいについて、「ある程度している」と「よくしている」を合すると68.9%となっています。一方、「あまりしていない」と「していない」を合わせると28.9%となっています。

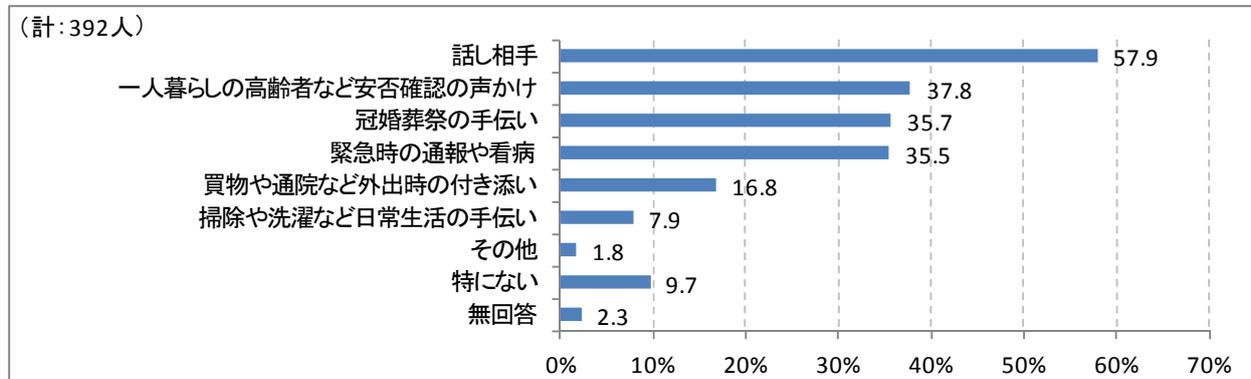
近所の人困っている時に自分ができることでは、「話し相手」が57.9%で最も多くなっています。続いて「一人暮らしの高齢者など安否確認の声かけ」(37.8%)、「冠婚葬祭の手伝い」(35.7%)、「緊急時の通報や看病」(35.5%)となっています。

一方、自分が困っている時に近所の人にしてもらいたいことでは、「緊急時の通報や看病」が37.2%で最も多くなっています。続いて「話し相手」(34.9%)、「一人暮らしの高齢者など安否確認の声かけ」(17.9%)、「冠婚葬祭の手伝い」(14.8%)となっています。

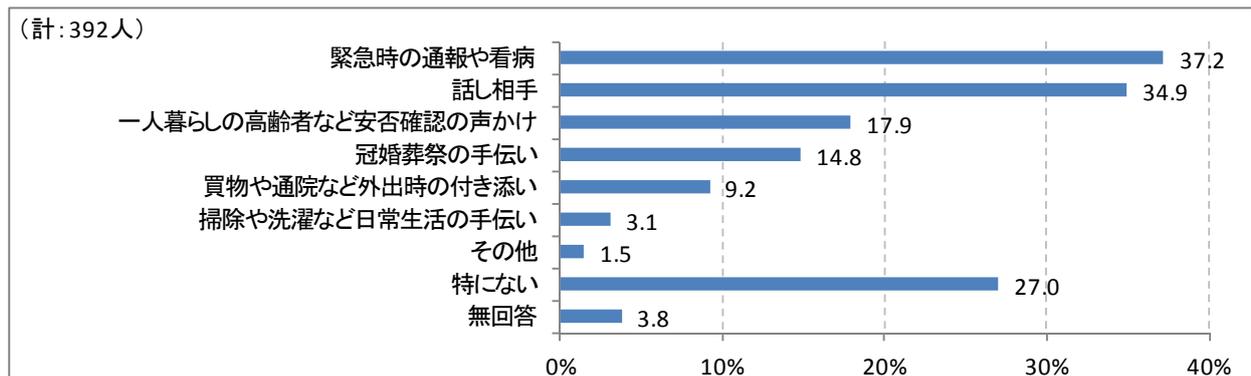
### ■ 近所づきあい ■



### ■ 近所の人にできること ■



### ■ 近所の人にしてもらいたいこと ■



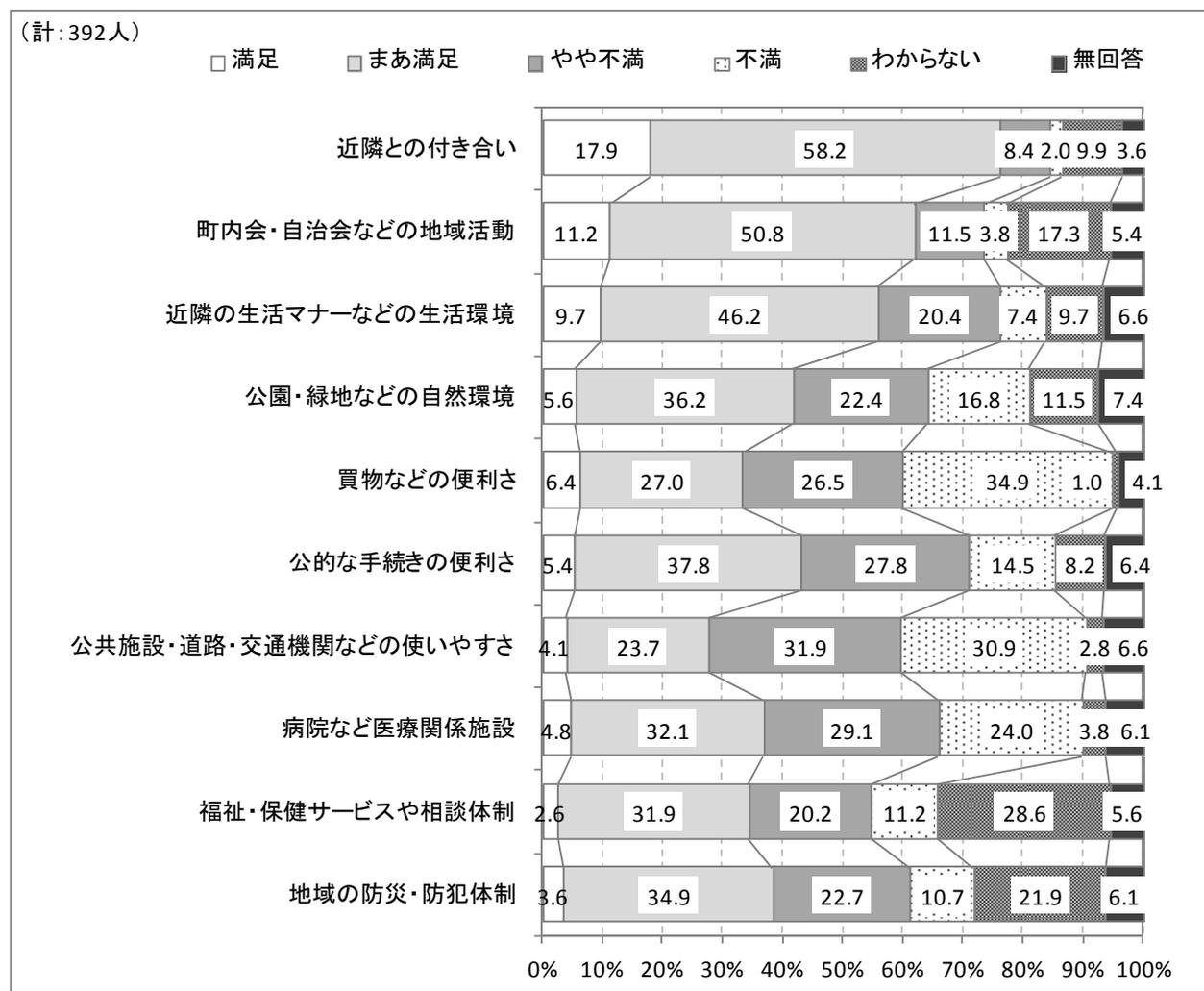
(3) 地域生活について

①満足度

地域生活において、「満足」と「まあ満足」を合わせた割合が最も多かったものは「近所との付き合い」で76.1%となっています。続いて、「町内会・自治会などの地域活動」(62.0%)、「近隣の生活のマナーなどの生活環境」(55.9%)となっています。

一方、「やや不満」と「不満」を合わせた割合が最も多かったものは「公共施設・道路・交通機関などの使いやすさ」で62.8%となっています。続いて、「買物などの便利さ」(61.4%)、「病院など医療関係施設」(53.1%)となっています。

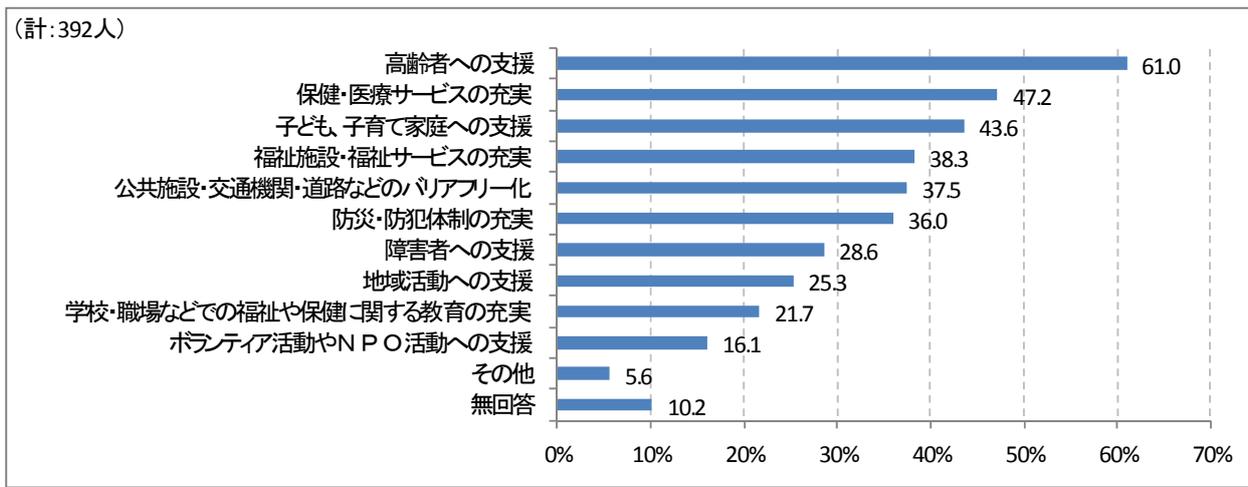
■ 地域生活について ■



②地域生活に必要な取り組み

だれもが住み慣れた地域で安心して生活していくために必要な取り組みでは、「高齢者への支援」が最も多く 61.0%となっています。続いて「保健・医療サービスの充実」(47.2%)、「子ども、子育て家庭への支援」(43.6%)、「福祉施設・福祉サービスの充実」(38.3%)、「公共施設・交通機関・道路などのバリアフリー化」(37.5%)、「防災・防犯体制の充実」(36.0%)と半分の項目で3割を超えた結果となっています。

■ 地域生活に必要な取り組み ■



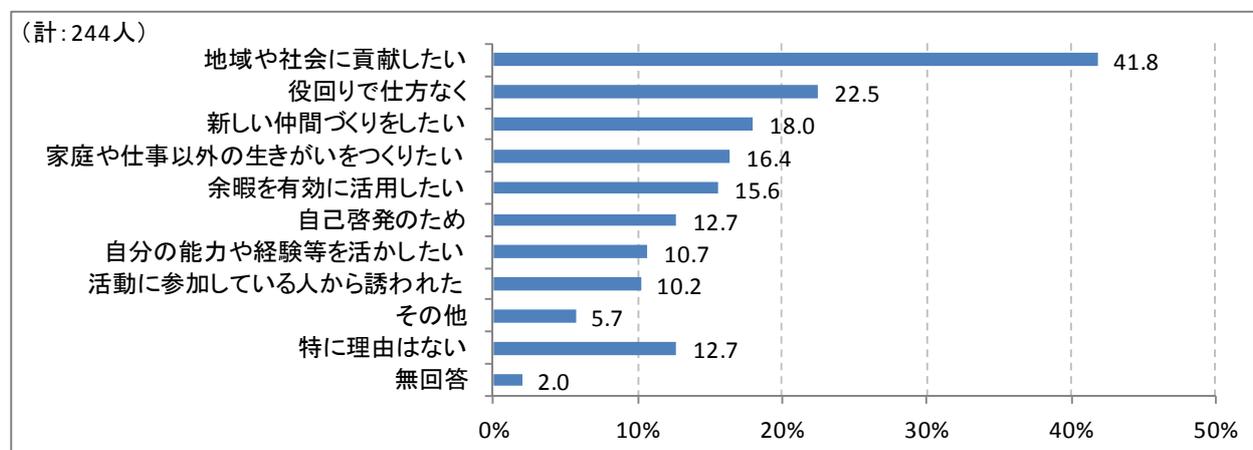
#### (4) 地域活動について

地域活動（自治会・町内会、子ども会など）に参加している人は 62.2%となっています。一方、参加していない人は 35.5%となっています。

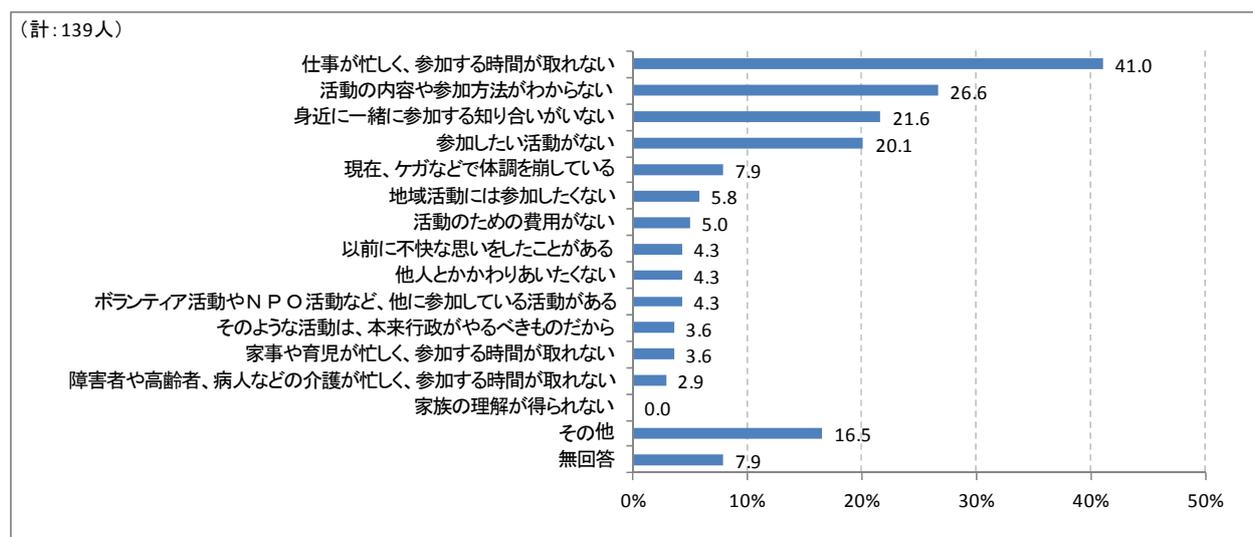
地域活動への参加理由としては、「地域や社会に貢献したい」が最も多く、41.8%となっています。続いて、「役回りで仕方なく」（22.5%）、「新しい仲間作りをしたい」（18.0%）、「家庭や仕事以外の生きがいをつくりたい」（16.4%）となっています。

地域活動に参加していない理由で最も多かった理由は、「仕事が忙しく、参加する時間が取れない」で 41.0%となっています。続いて、「活動の内容や参加方法がわからない」（26.6%）、「身近に一緒に参加する知り合いがいない」（21.6%）、「参加したい活動がない」（20.1%）となっています。

■ 地域活動への参加理由 ■



■ 地域活動への不参加の理由 ■



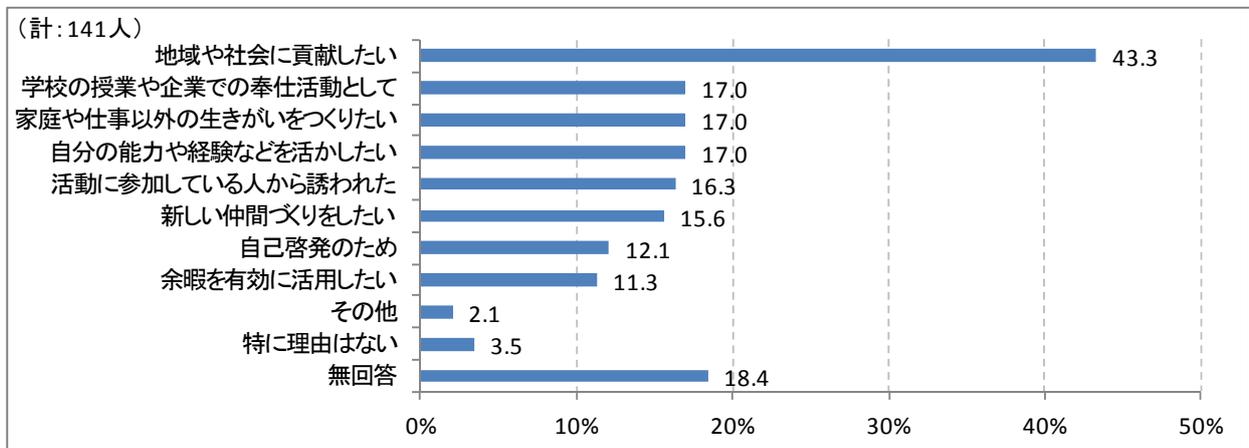
### (5) ボランティア活動について

ボランティア活動への参加状況は、「参加したことがある」が 36.0%となっています。一方、「参加したことがない」が 56.9%で「参加したことがある」を上回っています。

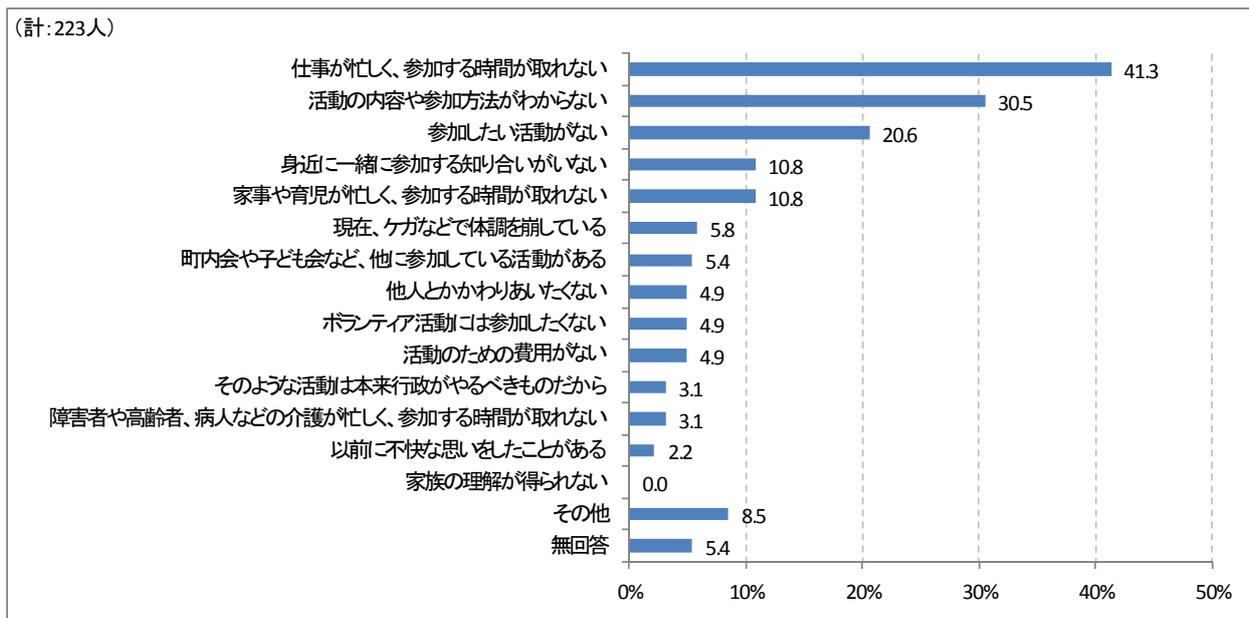
ボランティア活動への参加理由で最も多かった理由は、「地域や社会に貢献したい」で 43.3%となっています。続いて「学校の授業や企業での奉仕活動として」、「家庭や仕事以外の生きがいをつくりたい」、「自分の能力や経験などを活かしたい」がいずれも 17.0%となっています。

一方、ボランティア活動へ参加していない理由では、「仕事が忙しく参加する時間が取れない」が 41.3%最も多くなっており、地域活動へ参加していない理由と同様の結果となりました。続いて、「活動の内容や参加方法がわからない」(30.5%)、「参加したい活動がない」(20.6%)となっています。

■ ボランティア活動への参加理由 ■



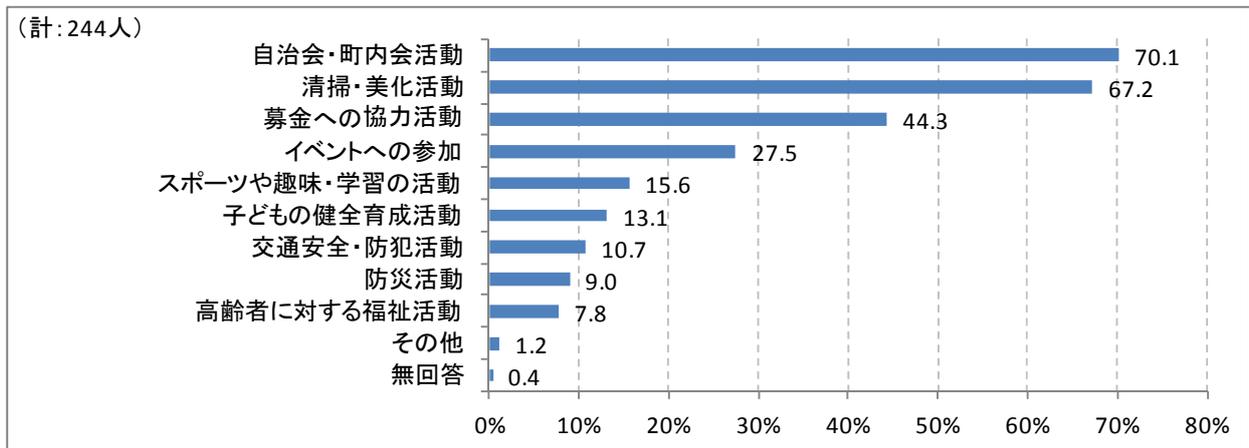
■ ボランティア活動への不参加の理由 ■



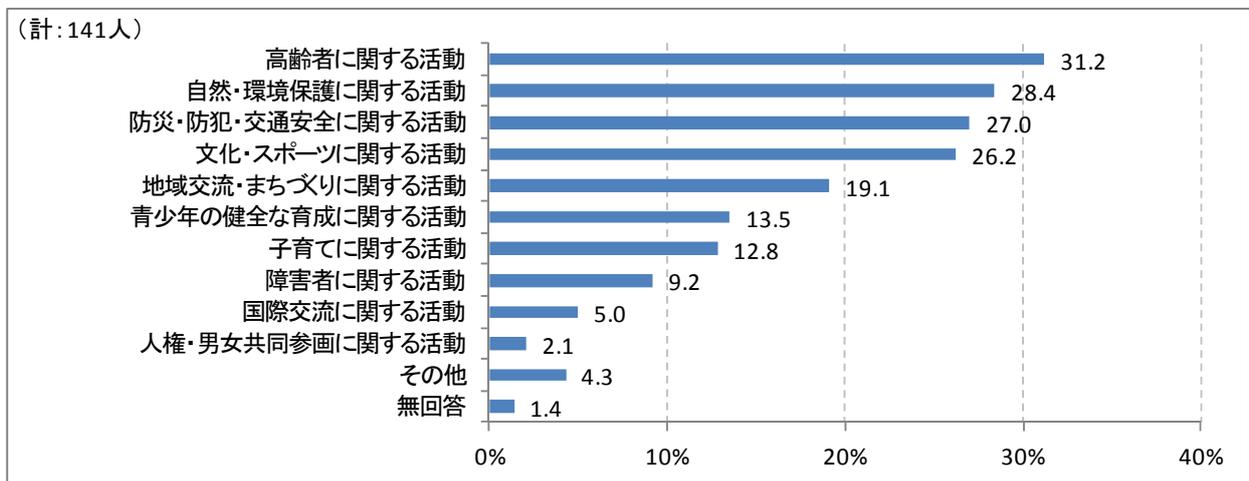
(6) 参加している活動について

参加している地域活動で最も多かった活動は、「自治会・町内会活動」で70.1%となっています。続いて、「清掃・美化活動」(67.2%)、「募金への協力活動」(44.3%)となっています。参加しているボランティア活動で最も多かった活動は「高齢者に関する活動」で31.2%となっています。続いて、「自然・環境保護に関する活動」(28.4%)、「防災・防犯・交通安全に関する活動」(27.0%)、「文化・スポーツに関する活動」(26.2%)となっています。

■ 参加している地域活動 ■



■ 参加しているボランティア活動 ■

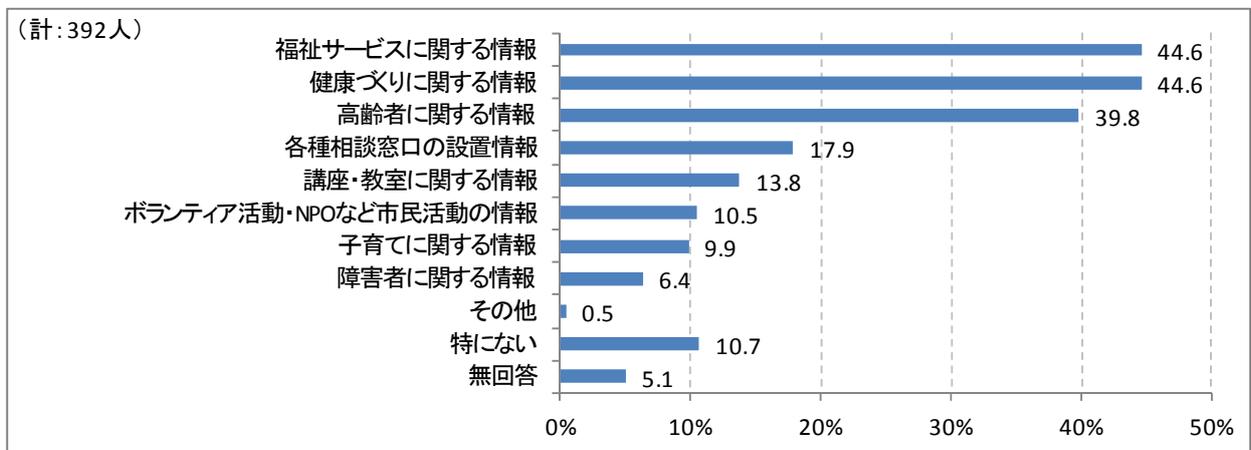


(7) 情報提供・支援について

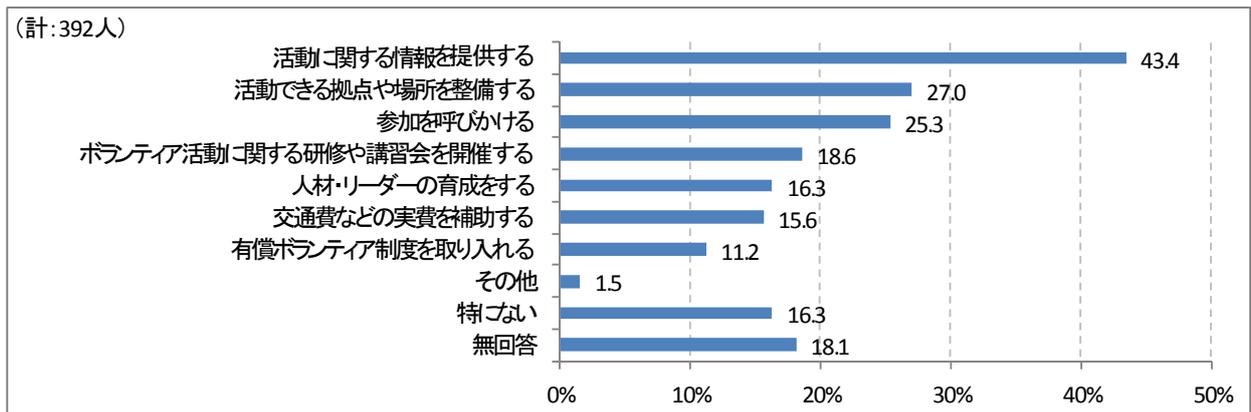
福祉や健康について、知りたい情報で最も多かったものは「福祉サービスに関する情報」と「健康づくりに関する情報」でともに44.6%となっています。続いて「高齢者に関する情報」(39.8%)、「各種相談窓口の設置情報」(17.9%)となっています。

また、地域活動やボランティア活動に参加する上で、行政に支援してほしいことは、「活動に関する情報を提供する」が43.4%で最も多くなっています。「活動できる拠点や場所を整備する」(27.0%)、「参加を呼びかける」(25.3%)、「ボランティア活動に関する研修や講習会を開催する」(18.6%)の順で続いています。

■ 知りたい情報 ■



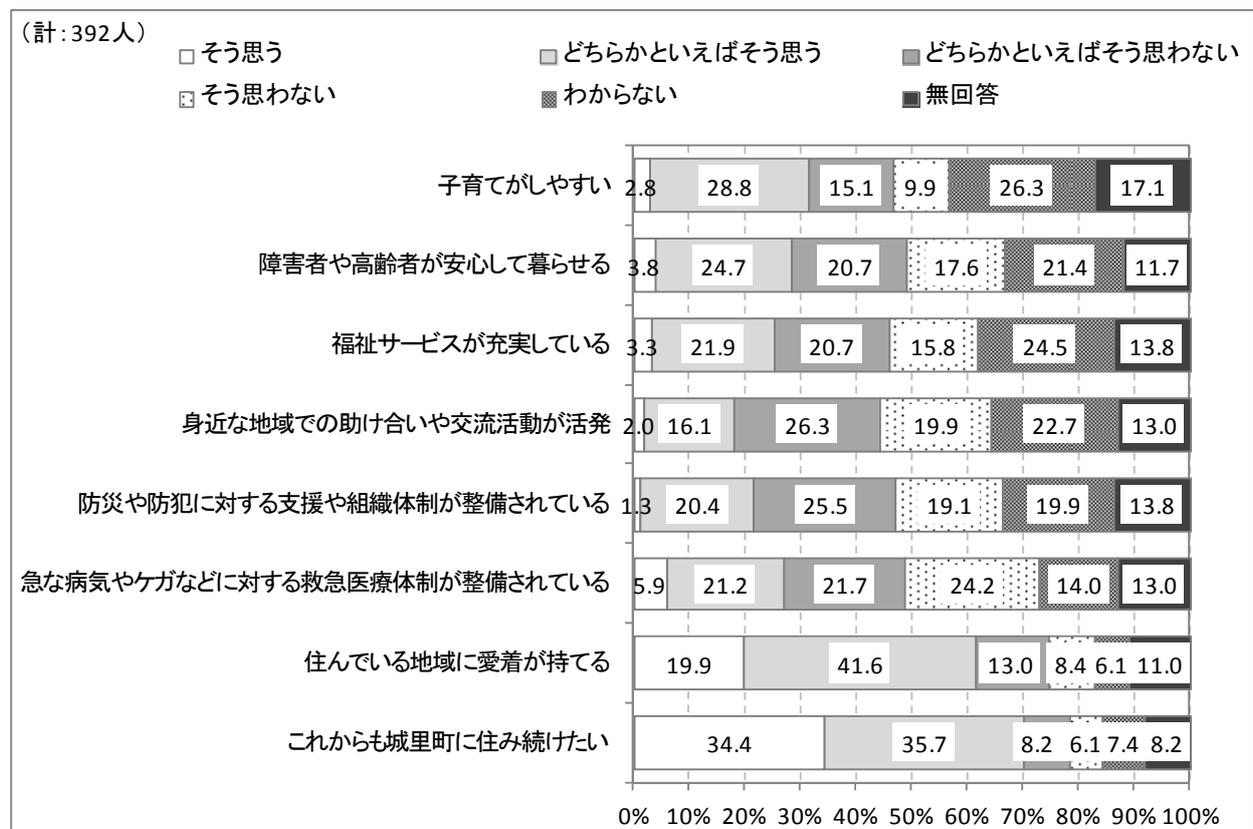
■ 活動参加の上で行政に支援してほしいこと ■



(8) 城里町について

城里町については、「住んでいる地域に愛着が持てる」では「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせると 61.5%、「これからも城里町に住み続けたい」では 70.1%と高い割合となっています。一方、「身近な地域での助け合いや交流活動が活発」では「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせると 46.2%、「急な病気やケガに対する救急医療体制が整備されている」では 45.9%となっており、地域に愛着はあるものの、住環境においては必ずしも満足しているわけではないという状況がうかがえます。

■ 城里町について ■

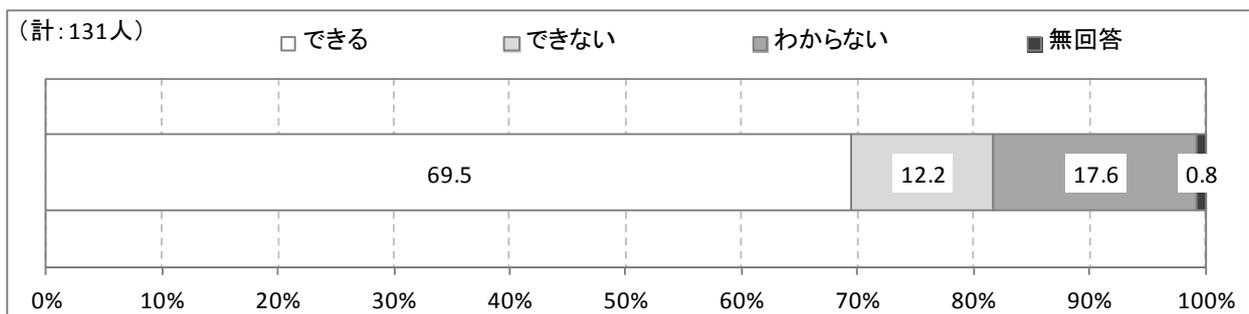


(9) 災害時について

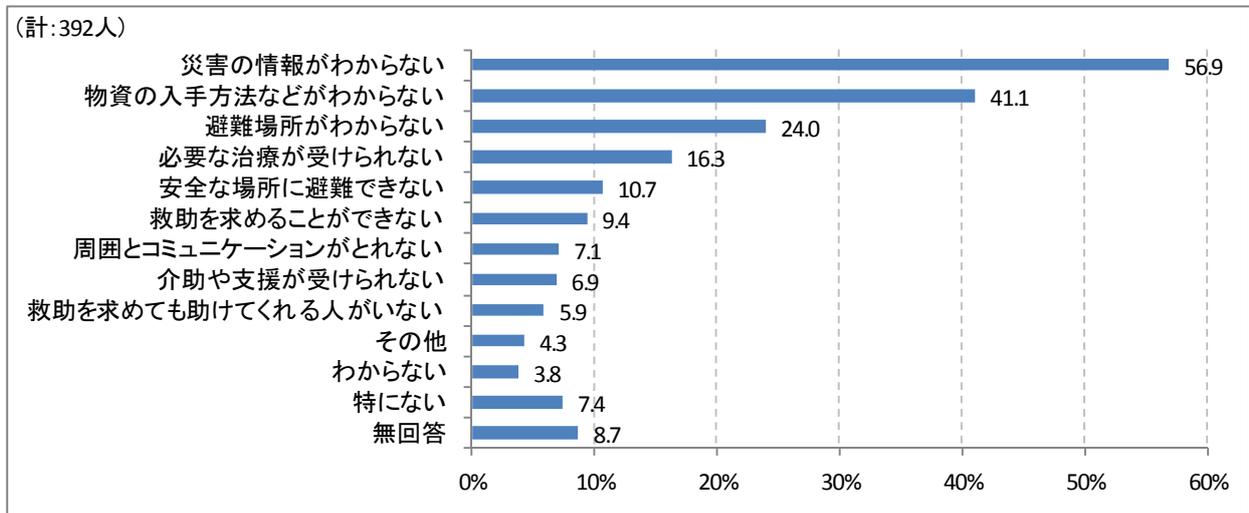
災害時に一人で避難できない近所の人を「知っている」が 33.4%、「知らない」が 55.9%となっています。「知っている」と回答した人で、災害時に一人で避難できない人と避難「できる」のは 69.5%となっています。「できない」理由としては「高齢のため」や「自宅に要介護者がいるため」などが挙げられています。

災害が発生した時に困ることでは、「災害の情報がわからない」が 56.9%で最も多くなっています。続いて「物資の入手方法などがわからない」(41.1%)、「避難場所がわからない」(24.0%)、「必要な治療が受けられない」(16.3%)となっています。

■ 災害時に避難できない人と避難できるか ■



■ 災害発生時に困ること ■





## 第3章 計画の基本理念と目標



## 第3章 計画の基本理念と目標

### 1 基本理念

ともに支えあい すべての人が元気で安心して暮らせるまちづくり

だれもが人とのふれあいの中で生き生きと暮らせるよう、関係機関やボランティアの連携による福祉のネットワークの強化を図り、地域全体で支えあう福祉のまちづくりを推進します。

また、基本理念の実現のため、「地域福祉ネットワークづくりの推進」、「地域福祉推進体制の充実」、「ボランティア活動の支援・育成」、「福祉のまちづくりの推進」の4つを基本目標に設定します。

### 2 基本目標

1. 地域福祉ネットワークづくりの推進
2. 地域福祉推進体制の充実
3. ボランティア活動の支援・育成
4. 福祉のまちづくりの推進



### (1) 地域福祉ネットワークづくりの推進

地域で暮らす高齢者や障害者、子育て中の親などの生活課題を抱えた住民が、地域の中で孤立することなく安心して生活できるように、社会福祉協議会を中心とした地域福祉ネットワークづくりを推進します。

活動の実施にあたっては、様々な保健・福祉の専門機関や関係団体、地域住民と連携を図りながら、地域福祉活動を展開し、住み慣れた地域でだれもが安心して暮らせるまちづくりを目指します。

### (2) 地域福祉推進体制の充実

地域福祉を進めるためには、地域住民、地域の団体・組織、ボランティア等の団体、各種サービス提供事業者、保健・福祉・医療関係機関、行政の連携が不可欠です。

今後、これらの人々が地域福祉の推進という一つの目標に向かって、総合的・一体的に連携しながら行動していく必要があります。そのため、小地域におけるネットワークから、専門的な機関、公的機関等におけるネットワークまで、支援を必要とする地域住民の個々の状況やニーズに合わせた多種多様な仕組みづくりを進めます。

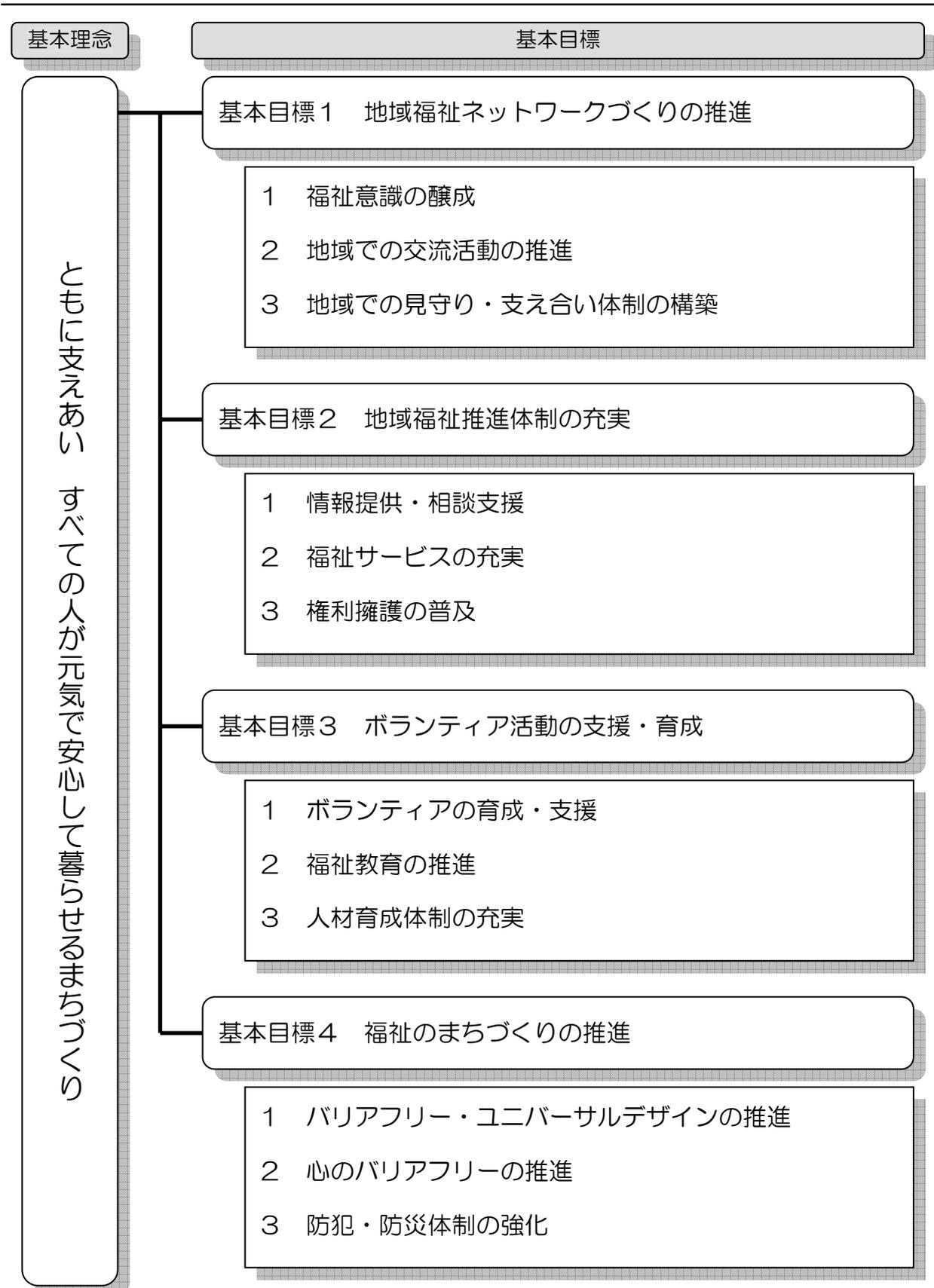
### (3) ボランティア活動の支援・育成

地域住民がボランティア活動に関心を持ち、参加意欲を高め、ボランティア参加へのきっかけとなるような広報・啓発活動を推進するとともに、ボランティア学習や講座・体験学習の充実を図ります。また、NPO 団体をはじめ多様な福祉ボランティア活動の支援育成に努めます。

### (4) 福祉のまちづくりの推進

だれもが安心して快適に暮らし、自らの意思で自由に行動し、あらゆる社会活動に参加できる福祉のまちづくりを推進します。そして、公的施設等のバリアフリーだけでなく、制度や文化・情報面、意識上のバリア（障壁）などの解消に努めます。

### 3 施策の体系





# 各論

---



# 第1章 地域福祉ネットワーク づくりの推進



# 第1章 地域福祉ネットワークづくりの推進

## 1 福祉意識の醸成

### 現状と課題

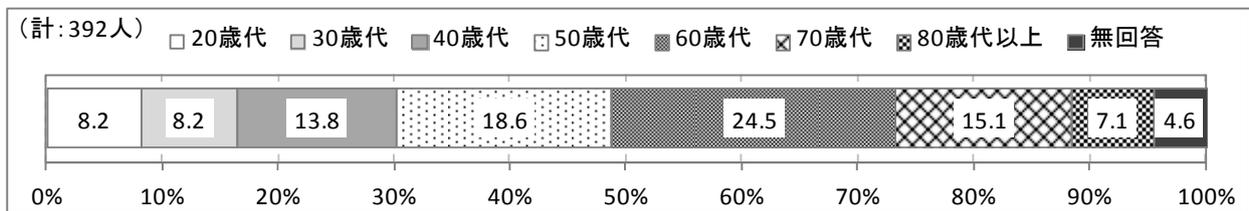
少子高齢化や世帯人数の減少、価値観の変化等により、人同士の連帯感や他人への思いやりの意識の希薄化が進み、地域の支え合いの力が弱体化しています。だれがどのような問題を抱えているかに気づいていくことが、地域福祉の出発点となります。まずは一人ひとりが、地域福祉に関心を持ち、日常生活における福祉の問題や課題に気づくことが必要です。

#### <アンケート調査結果>

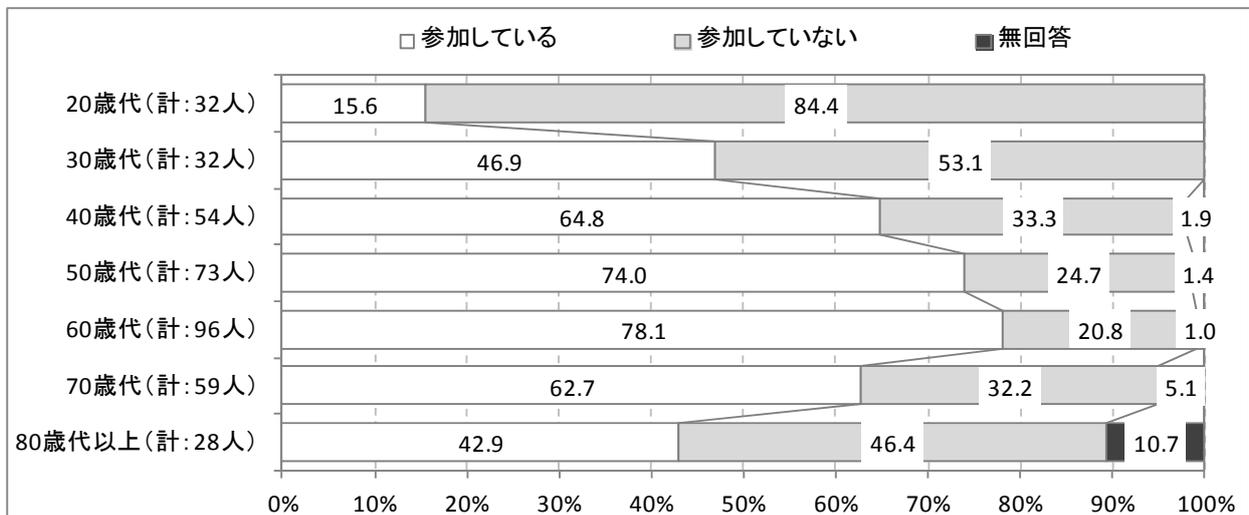
アンケート調査の回収率は39.2%（配布1,000人・回収392人）となっており、未回収者が60.8%を占めています。回答者の年代をみると、50歳代以上が65.3%となっています。

また、地域活動への参加状況は、全体で6割となっていますが、20歳代では2割を下回っています。ボランティア活動においては、全体の5割以上が参加したことがない状況です。

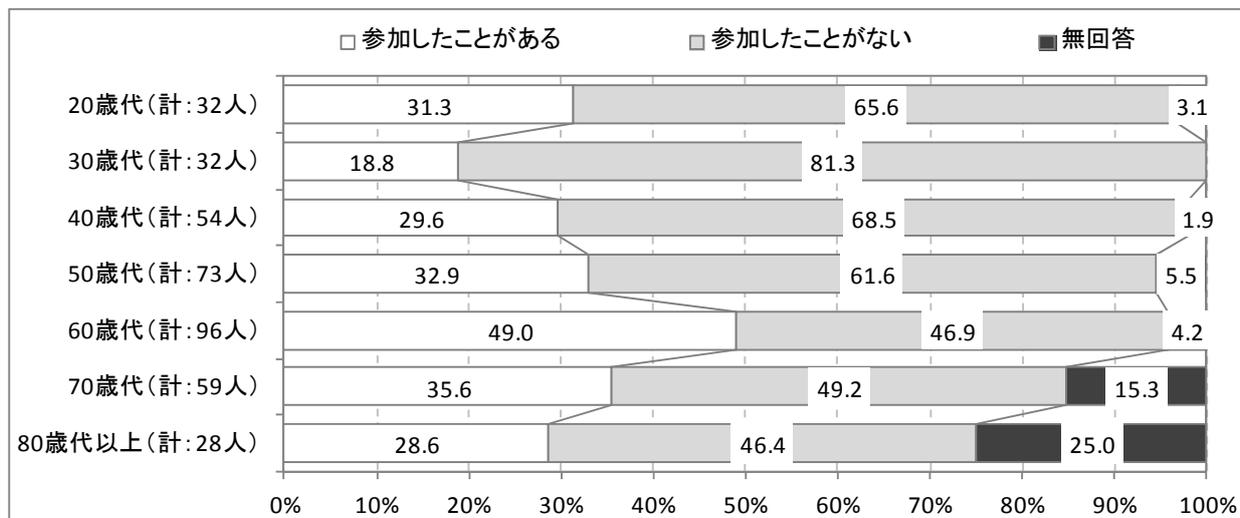
■ 回答者年代 ■



■ 地域活動への参加状況（年代別） ■



■ ボランティア活動への参加状況（年代別） ■



今後の取り組み

地域住民間で課題の共有を図り、地域住民の手による福祉活動の主体的な取り組みができるよう、地域課題に対しての学習や啓発活動等を推進します。

高齢者

今後も高齢化が進行し、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯、認知症の高齢者がますます増加すると予測されます。だれもが住み慣れた地域で、尊厳を持ってその人らしい生活を送るためには、町や地域包括支援センターをはじめとする関係機関、地域住民の連携のもと、高齢者の虐待の防止対策等、高齢者の権利擁護や尊厳を守るしくみづくりに積極的な取り組みが必要です。そのため、地域全体で高齢者を支える意識や体制づくりを強化します。

- 主な取り組み…介護予防普及啓発事業、ひとり暮らし高齢者宅への声かけ（安否確認）等

障害者

町の広報紙を利用した啓発・広報活動を継続的に行うとともに、啓発を目的としたポスターやパンフレット等の作成、配布に努めます。また、国や県などのパンフレットやホームページ等の有効活用を図り、障害者に対する差別の防止や理解の促進に努めます。さらに、町職員に対しても障害や障害者への正しい理解が深まるよう研修等を実施します。

- 主な取り組み…各種広報活動、広報紙・ポスター・パンフレット作成、職員研修等

次世代

自ら学ぶ意欲や考える力を身に付け、「生きる力」を育むことができる教育を推進します。

- 主な取り組み…地域資源や人材を活用した取り組み

## 2 地域での交流活動の推進

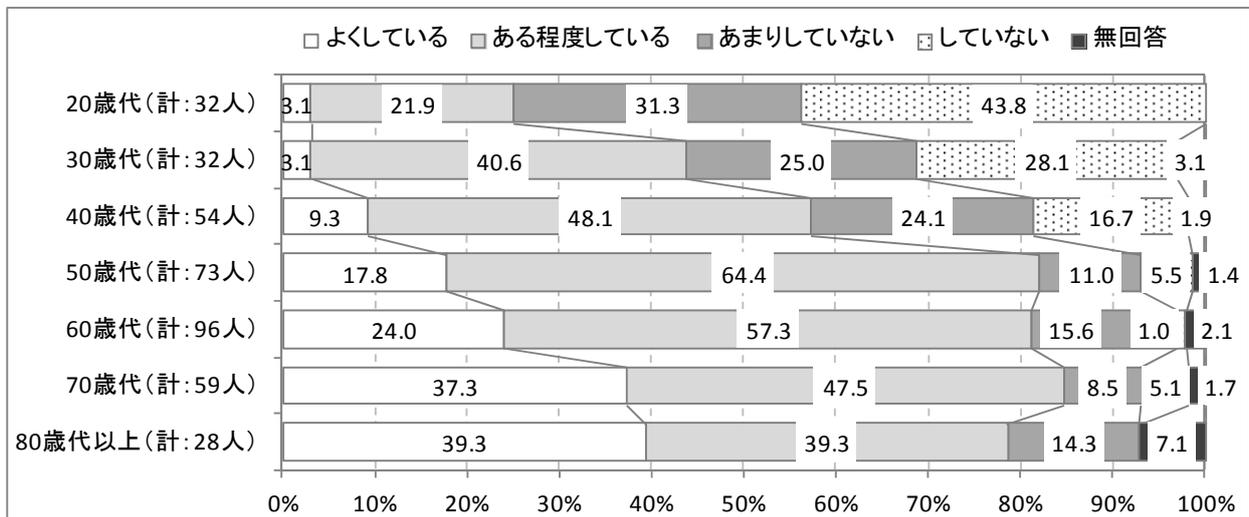
### 現状と課題

<アンケート調査結果>

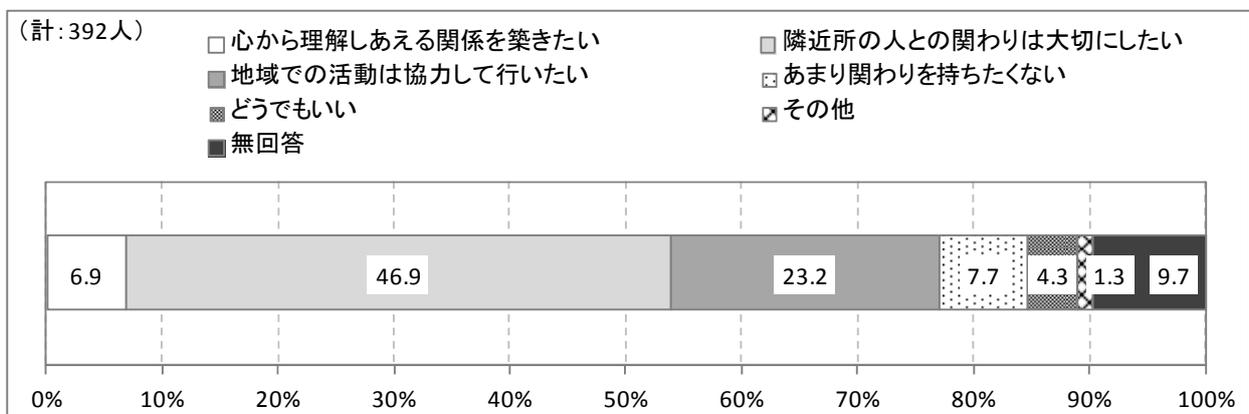
アンケート調査結果では、近所づきあいについて、「ある程度している」と「よくしている」を合すると68.9%となり、「あまりしていない」と「していない」を合わせた28.9%を上回る結果となっています。しかし、年齢別でみると、特に20歳代では近所づきあいが希薄となっています。

近所づきあいにおける今後の希望では、「隣近所の人との関わりは大切にしたい」が46.9%で最も多くなっています。続いて「地域での活動は協力して行いたい」が23.2%となっています。

■ 近所づきあい（年代別） ■



■ 近所づきあいの今後の希望 ■



### 今後の取り組み

調査結果から、地域の活性化のためには、若い世代のこれまで以上の地域交流への参加促進が課題となります。あらゆる世代、立場の地域住民が関わることによって地域課題に向かうためには、継続した活動を通して、行政と住民が一体となって踏み出すことが求められます。

地域住民の連帯意識を醸成するとともに、地域住民や民間団体等の自主的な地域交流が、継続してすすめられるよう、積極的な支援に努めます。

また、広報紙やインターネットなど、さまざまなメディアを利用して、多様な情報を発信し、さらなる地域交流を推進します。

### 高齢者

地域での様々な活動に参加する意欲を持った高齢者を支援するために、高齢者同士をはじめ町内の様々な世代との交流の場を提供し、社会参加を促進します。

高齢者がいきいきと生活できるよう、趣味や地域活動、生涯学習などの支援を通じて、高齢者の生きがいつくりや就労支援を行います。

○主な取り組み…地域介護予防活動支援、シルバー人材センター、高年者クラブ活動支援等

### 障害者

町民まつりや産業祭など障害のあるなしにかかわらず、だれもが参加できる地域の催しを企画することで、様々な人が交流できる機会や場を提供します。

また、城里町社会福祉協議会が主催する「ふれあい福祉まつり」などのように、町民が共に集い、共に理解を深めることができる各種のイベント開催を支援していきます。

さらに、当事者の障害者団体と地域の障害者福祉にかかわる団体が協働して作り上げるイベント開催も検討します。

○主な取り組み…町民まつり・産業祭等の企画、ふれあい福祉まつり等の支援、イベント開催等

### 次世代

高齢者との交流イベントや親子で参加できる講座、スポーツ教室・大会、農業体験等を通じて、地域の中で多様な交流や体験ができる機会の充実を図ります。

また、子育て中の親が気軽に集い、うちとけた雰囲気の中で語り合うなど相互に交流を図ることができる場を提供します。就学前の子どもとその親を対象にしたものでは、育児相談・計測を行うとともに、親子の交流や子ども同士・母親同士の仲間づくり、育児の情報交換の場を提供します。

○主な取り組み…各種交流イベント、各種講座、つどいの広場・にこにこひろば等

### 3 地域での見守り・支え合い体制の構築

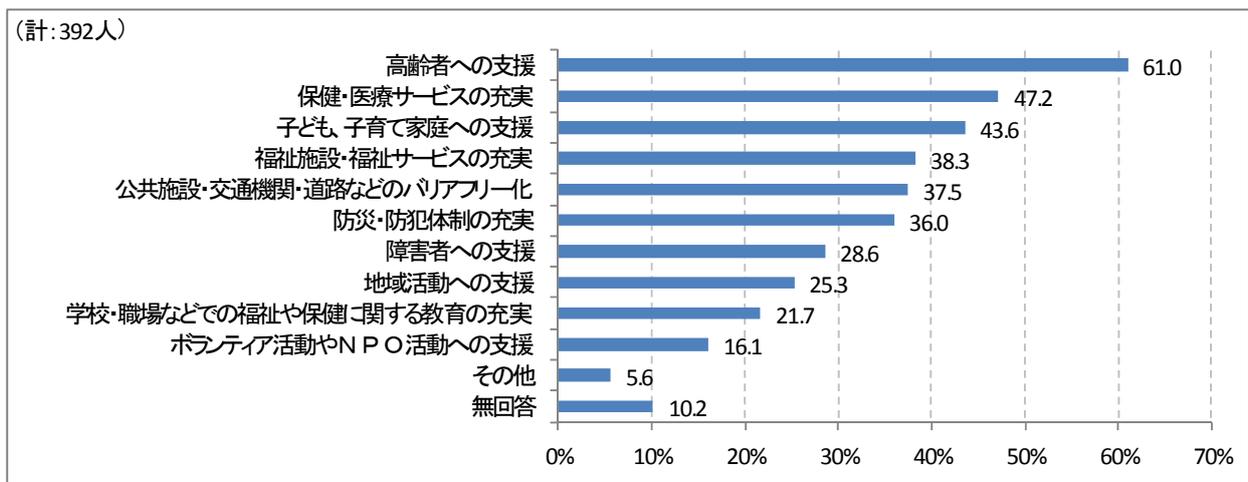
#### 現状と課題

現在、地域においては、地域の支え合い活動として、ふれあいサロンやひとり暮らし高齢者への声かけによる安否確認のほか、子育て支援や配食サービス等の福祉サービスが行われており、地域福祉の推進に大きな役割を果たしています。

#### <アンケート調査結果>

だれもが住み慣れた地域で安心して生活していくために必要な取り組みでは、「高齢者への支援」が最も多く 61.0%となっています。続いて「保健・医療サービスの充実」(47.2%)、「子ども、子育て家庭への支援」(43.6%)、「福祉施設・福祉サービスの充実」(38.3%)、「公共施設・交通機関・道路などのバリアフリー化」(37.5%)、「防災・防犯体制の充実」(36.0%)となっています。

#### ■ 地域生活に必要な取り組み ■



#### 今後の取り組み

地域の実情に応じて、高齢者、障害者等、地域社会とのつながりや支援が必要な人を地域社会において支える活動の基盤を整備し、互助・共助の仕組みにより、地域で支えていくことが重要になります。

調査結果から、高齢者への支援が特に必要であるという意識が高くなっています。地域の支え合いのしくみを構築、活用しながら、見守りや支援が必要な高齢者の日常生活の自立を支援します。

今後も、地域住民や関係機関等の連携を強化し、高齢者、障害者、子ども等の見守り、支え合い活動を推進して、地域住民のつながりによるだれもが安心して暮らせる地域づくりを推進します。

## 高齢者

今後も高齢化が進行し、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯、認知症の高齢者がますます増加すると予測されます。だれもが住み慣れた地域で、尊厳を持ってその人らしい生活を送るためには、町や地域包括支援センターをはじめとする関係機関、地域住民の連携のもと、高齢者の虐待の防止対策等、高齢者の権利擁護や尊厳を守るしくみづくりに積極的な取り組みが必要です。そのため、地域全体で高齢者を支える意識や体制づくりを強化します。(再掲)

○主な取り組み…介護予防普及啓発事業、ひとり暮らし高齢者宅への声かけ（安否確認）等

## 障害者

地域自立支援協議会を活用し、障害者の福祉サービスに関するを中心に、障害者協会、家族会等、事業者とともに検討する機会を設け、交流や情報交換、事例対応に取り組みます。

また、ピアカウンセリング（障害者自身が他の障害者からの相談に応じ、助け合う方法）の実施に関し、その必要性と実現の可能性を含めて障害者団体等と検討します。

さらに障害者の家族については、障害者家族会の設立支援、活動支援に取り組みます。

○主な取り組み…地域自立支援協議会、ピアカウンセリング、家族会支援等

## 次世代

すべての子育てで家庭を支援するための相談支援の充実を図るとともに、多様な主体による子育て支援サービスの充実を促進します。

○主な取り組み…地域子育て支援センター事業、ファミリーサポートセンター事業等



## 第2章 地域福祉推進体制の充実



## 第2章 地域福祉推進体制の充実

### 1 情報提供・相談支援

#### 現状と課題

地域において、高齢者やその家族の総合相談窓口として「地域包括支援センター」を設置し、保健・福祉・医療に関する相談や権利擁護、虐待に関すること、介護予防の相談などを行っています。

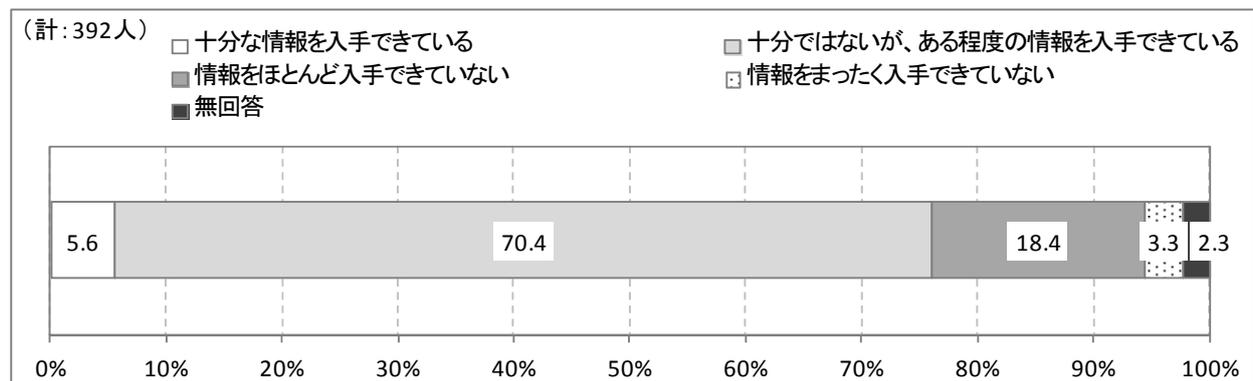
また、子育て家庭が気軽に相談ができる場所として「にこにこひろば」の設置やこどもの相談会などを行っています。

#### <アンケート調査結果>

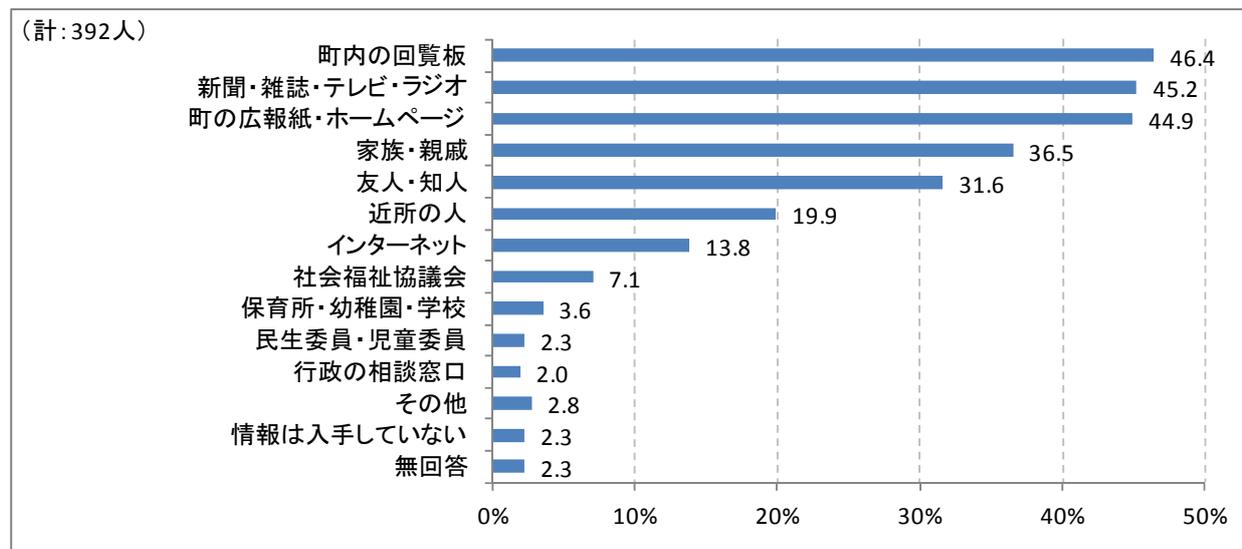
福祉や健康に関する情報について、「十分な情報を入手できている」と「十分ではないが、ある程度の情報を入手できている」を合わせると76.0%となっています。一方、「情報をほとんど入手できていない」と「情報をまったく入手できていない」を合わせると21.7%となっています。また、福祉や健康に関する情報の入手手段で最も多かった方法は、「町内の回覧板」で46.4%となっています。続いて、「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」(45.2%)、「町の広報紙・ホームページ」(44.9%)、「家族・親戚」(36.5%)、「友人・知人」(31.6%)となっています。

相談相手や相談場所で最も多かったのは「同居の家族」で67.6%となっています。続いて「友人・知人」(36.5%)、「同居していない家族」(30.4%)、「親戚」(26.5%)となっています。

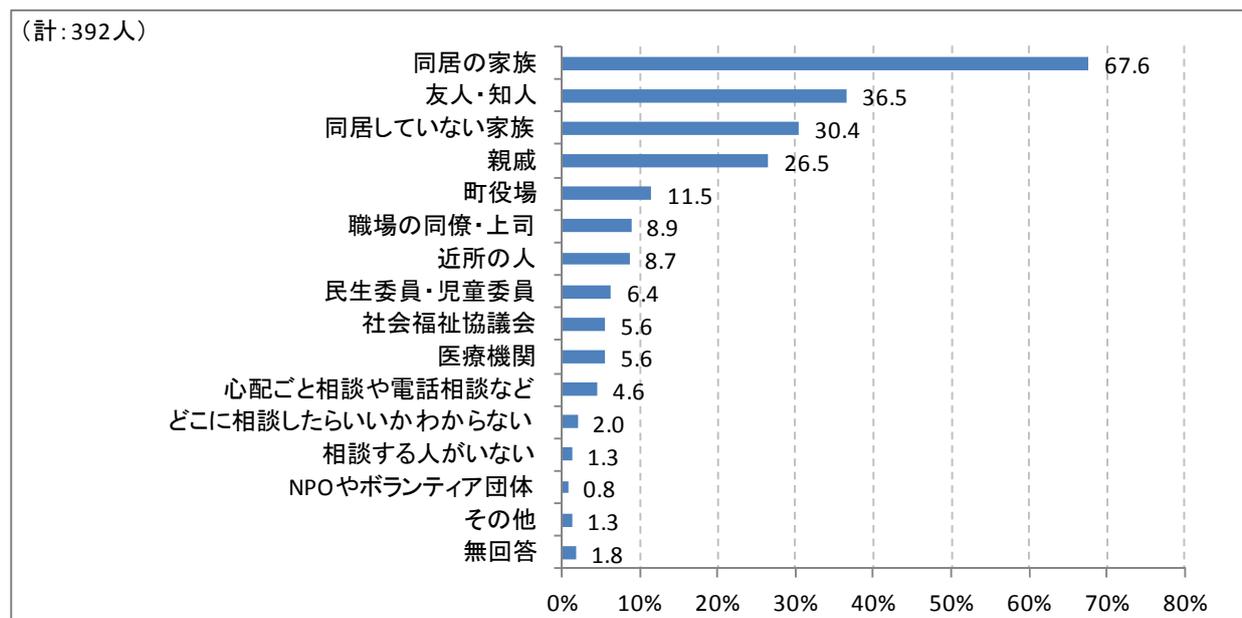
#### ■ 情報入手状況 ■



■ 情報入手手段 ■



■ 相談相手・相談場所 ■



今後の取り組み

町内の回覧板や広報紙、ホームページなどは有効な情報提供手段であることから、これらを活用した情報提供に努めます。

また、家族や友人・知人など、身近な人が相談先となることが多いことから、相談される人たちが適切な対応をとることができるように、幅広い情報提供を行います。

**高齢者**

様々な内容の相談に対処し、必要に応じて、他機関とのサービスにつなげる総合的な支援を可能とするネットワークづくりや、増加が見込まれる認知症や介護に関する様々な相談に対応するための総合的な相談体制づくりを推進します。

また、地域包括ケア体制の整備にあたっては、介護、医療、生活支援など、それぞれのサービスを提供する関係機関や地域住民、ボランティア等の団体との連携を密にすることで、困っている高齢者の情報を収集しながら、必要な支援に結びつける体制づくりを目指します。

○主な取り組み…介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメント、総合相談、権利擁護等

**障害者**

情報提供については、「広報しろさと」等の広報紙、町のホームページを活用し、各種のサービス情報や施設情報、団体情報、イベント情報など、保健、医療、福祉などに関する情報提供の充実を図ります。また、ホームページについては、音声化による情報提供など、視覚障害者等への一層の配慮を推進します。

相談支援については、各種相談窓口担当者の資質の向上を図り、相談者の年齢や障害の種類・程度など、一人ひとりの状況や生活に合わせた対応に努めます。

また、サービス利用に関しては、障害福祉サービスの計画相談支援を通じ、利用調整が困難な利用者に対して、サービス利用計画作成の支援を行います。サービス利用全般に関する苦情等についても、関係機関との連携により解決・予防に努めます。

さらに、住宅入居支援や成年後見制度利用支援なども含めた相談支援事業の効果的な実施と内容の充実に努めます。

○主な取り組み…各種広報活動、情報保障、相談支援サービス、相談支援事業等

**次世代**

地域子育て支援センター事業において、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施をする職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援など、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。

また、常北保健福祉センターでは、健診からの要観察児（障害児や発達の遅れが疑われる状態）及び子育てに悩みを抱えている親子を対象とし、子どもの身体的・精神的成長を見守りながら、親の関わり方や子育てに関する悩み相談を行います。（おむすびころりんくらぶ）

○主な取り組み…地域子育て支援センター事業、おむすびころりんくらぶ等

## 2 福祉サービスの充実

### 現状と課題

住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、福祉サービスの充実は欠かすことができません。各種福祉計画に基づいた福祉サービスを充実させていくと同時に、地域住民自身の活動についても支援が必要となってきます。

公的なサービスだけでなく、社会福祉協議会や関係団体、ボランティアなどが実施している様々なサービスを促進させ、地域全体で自立を支えるための事業を育成する基礎づくりを進めていく必要があります。

### 今後の取り組み

高齢者や障害者、子どもや子育て家庭など様々な生活課題を抱えた人が、住み慣れた地域で安心してサービスを受けられるよう、それぞれのニーズに対応したサービス基盤の整備を進めるとともに、サービス提供体制の充実に努めます。

利用者が安心してサービスを選択・利用できるようにするため、サービス提供事業者や関係機関との連携を強化し、サービス利用に関する相談・苦情の受付・対応体制の充実に努めます。

### 高齢者

介護保険サービスに関しては、サービスの質の向上に努めます。また「高齢者が健康であること」に重点を置き、介護保険サービスの適正な利用促進を目指します。

在宅での生活を継続していくための各種福祉サービスについては、高齢者のニーズを把握し、必要とされるサービスを提供します。

その他、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく、自立した生活を送り続けることができるよう支援するサービスとして、食事や緊急通報、日常生活用具の給付や住宅改修費の助成等、各種の生活支援サービスの実施・充実に取り組みます。

○主な取り組み…介護サービス・介護予防サービス、地域密着型サービス、生活支援サービス等

**障害者**

年齢、障害の種類、程度などにかかわらず、できるだけ身近なところで必要なサービスが受けられるよう、サービス提供のための基盤整備を進めます。

障害者が城里町で自立して暮らすことができるよう、多様な暮らし方を支えるために必要な訪問系、日中活動系、居住系の各サービスの充実に努めます。平成24年度からサービス等利用計画作成の対象者が拡大されるとともに、地域移行支援や地域定着支援の実施が予定されていることから、サービスの提供体制やサービス量の確保に努めます。

また、障害者が身近な地域で不自由のない快適な生活が送れるよう、地域生活支援事業を実施します。相談支援事業や日常生活用具の給付事業を実施するとともに、その利用促進に努めます。在宅の重度の障害者に対しては、居宅における訪問入浴サービス、介助及び見守り等のサービス提供を町が実施します。

○主な取り組み…障害福祉サービス、地域生活支援事業等

**次世代**

保育サービスをはじめ、さまざまな主体による子育て支援サービスの充実と利用促進を図り、すべての子育て家庭を地域全体で支えていくまちづくりを推進します。

認可保育所においては、就労意向の高まりによるニーズの増加に対応できるよう、保育体制の充実を図るとともに、保育指針に沿った保育所運営により、質の向上を図ります。

放課後児童健全育成事業は、現在町や民間が主体をなっており、今後はニーズを踏まえ、実施か所及び定員の拡大を検討します。

また、障害児の保育所（園）や放課後児童クラブ等での受け入れ環境の整備・支援や障害児に対するサービス提供基盤の確保等に努めます。

○主な取り組み…認可保育所、延長保育、一時預かり事業、放課後児童健全育成事業等

### 3 権利擁護の普及

#### 現状と課題

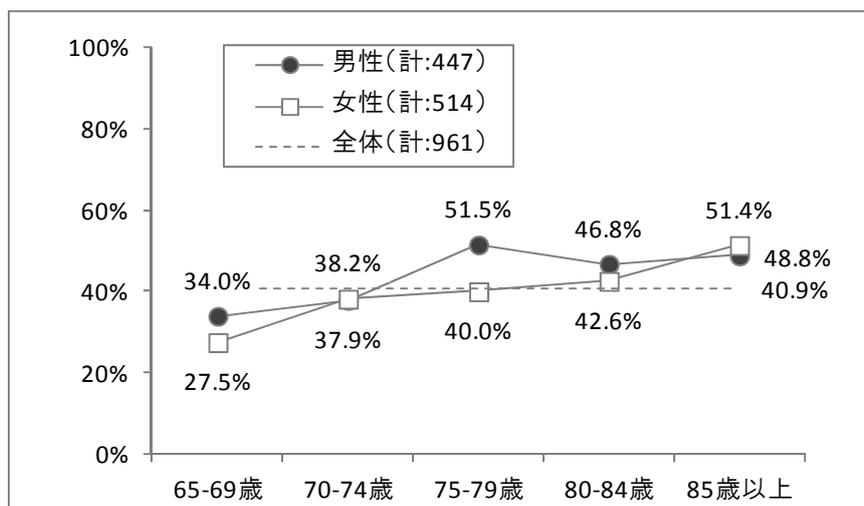
高齢化の進行により認知症高齢者が増加しており、必要な介護サービスの選択や利用契約に支障が生じたり、知的障害などにより必要なサービスを選択するための情報を得ること等が難しいという状況があります。

現在、判断能力が不十分な人に対して、社会福祉協議会が配置する専門員が、福祉サービスを利用する際のさまざまな手続きや契約、預貯金の出し入れ、生活に必要な利用料などの支払い手続き、年金手帳・証書や預金通帳など大切な書類の管理などを行うとともに、情報提供に努め利用の促進を図っています。

#### <アンケート調査結果>

高齢者への日常生活圏域ニーズ調査において、認知症のリスクがある人が全体で40.9%となっています。年代別にみても、大きな差はなく、どの年代においても有リスク者が多くなっています。

■ 認知症リスク「あり」の人 ■



#### 今後の取り組み

利用者とサービス提供事業者の対等な関係を確保するための仕組みづくりと、問題が発生したときの解決や改善を迅速に対応できる体制の整備が求められています。

今後、判断能力が不十分な人たちの財産管理や身上監護について、代理権を与えられた成年後見人等が本人を保護する成年後見制度の広報及び普及、利用の促進を図ります。

また、民生委員が地域住民の生活実態を把握し要援護者の自立と支援のために身近な相談役として各種情報の提供に努めます。

**高齢者**

高齢者が認知症などによって、自らの判断能力が低下するような状態に陥った場合にも、不利益を負うことがないように、権利擁護の普及、推進に努めるとともに、地域全体で高齢者を支える意識や体制づくりを強化します。

○主な取り組み…成年後見制度利用支援事業等

**障害者**

障害者の基本的な生活基盤を守るため、権利擁護に関する取り組みとして、日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及と利用の促進に努めます。

成年後見制度利用支援事業が、平成24年度から制度実施の促進を図るため、地域生活支援事業の必須事業となります。今後、知的障害者や精神障害者のうち判断能力が不十分な人について、サービスの利用契約の締結等が適切に行われるよう、成年後見制度の利用を支援します。

また、平成24年10月の障害者虐待防止法の施行に向けて、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域の関係機関の協力体制を整備するとともに、障害者虐待の通報義務等の制度の周知や職員研修等による支援体制の強化を図ります。

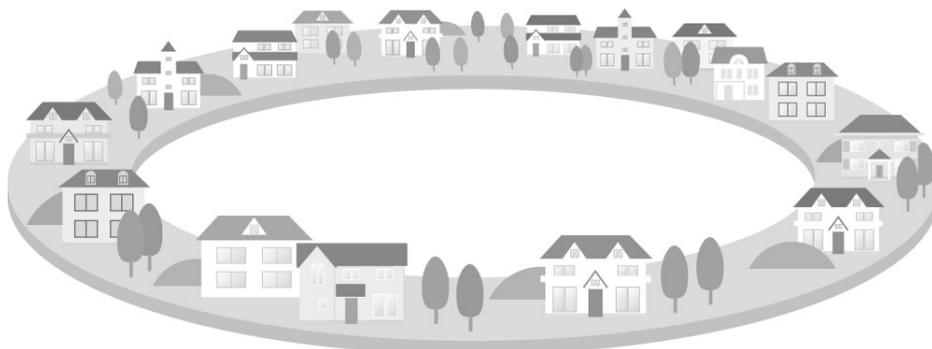
○主な取り組み…日常生活自立支援事業、成年後見制度利用支援事業、障害者虐待防止対策等

**次世代**

いじめ・不登校対策として、教育相談員や県が配置するスクールカウンセラーを活用し、児童・生徒や保護者等の悩みや不安に対する相談体制の充実を図るとともに、適応指導教室において不登校児童・生徒の学校復帰を支援します。

児童虐待防止対策として、関係機関等によるネットワークを構築し、虐待発生の予防対策や虐待の実態把握および適切な措置について検討し、子どもの安全確保に努めます。また、児童虐待の定義や発生要因、発見した場合の通告義務および通告先など、保護者や町民に対し児童虐待への理解を深める取り組みを推進し、虐待の未然防止と早期発見につなげます。

○主な取り組み…いじめ・不登校対策、要保護児童対策地域協議会等





# 第3章 ボランティア活動の 支援・育成



## 第3章 ボランティア活動の支援・育成

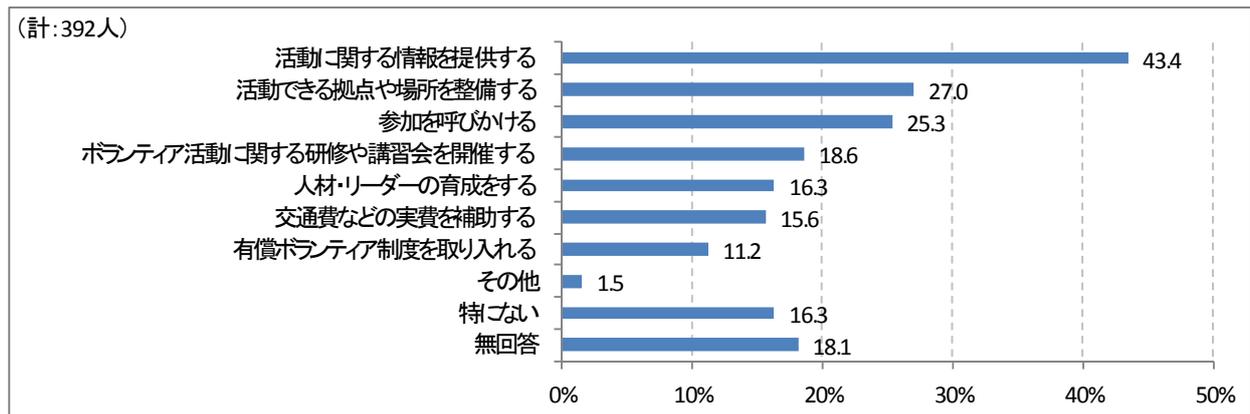
### 1 ボランティアの育成・支援

#### 現状と課題

<アンケート調査結果>

行政に支援してほしいことは、「活動に関する情報を提供する」が43.4%で最も多くなっています。「活動できる拠点や場所を整備する」(27.0%)、「参加を呼びかける」(25.3%)、「ボランティア活動に関する研修や講習会を開催する」(18.6%)の順で続いています。

#### ■ 活動参加の上で行政に支援してほしいこと ■



#### 今後の取り組み

ボランティア活動やNPO活動は参加者に生きがいや社会参加の場を与えるため、高齢者の活躍の場としても重要な位置づけとなります。

地域住民のボランティア活動への参加意欲の醸成を図るイベントやボランティア活動等の広報活動を推進し、地域住民への理解と啓発を図ることが必要です。

また、ボランティア活動に関する情報を総合的に整理・発信するとともに、社会福祉貢献活動の取り組みをホームページや広報紙等で紹介するなど、身近なボランティア活動を地域住民とともに発展させ、地域力の向上を図ります。

さらに、社会福祉協議会や各ボランティア関係機関及び市内各課との情報の共有化、連携強化を図ります。さらに、ボランティア活動の輪を広げるために、交流の場づくりに努めます。

## 高齢者

高齢期にあっても学習や仕事への意欲を持ち、介護や支援を必要としない高齢者は年々増え続けています。そこで、これまで地域の高齢者が培ってきた豊かな知識と経験を活かし、就業・ボランティア・健康づくり・学習などに、気軽に参加できるよう、生きがいの持てる地域づくりを進めます。

また、行政と住民の協働体制の確立を図るには、住民の理解と協力が不可欠であるため、長寿社会への対応を住民共通の課題としてとらえ、高齢者に対する理解を深められるように取り組んでいきます。

○主な取り組み…ボランティア活動、シルバー人材センターへの登録、ボランティアの育成等

## 障害者

町の広報紙を利用して、継続的に町民のボランティア活総に対する理解と協力を求めるとともに、ボランティア活動に参加したい人がスムーズに参加できるよう、問い合わせ先などの情報を提供します。

また、ボランティアを必要としている施設や障害者に対して、そのニーズに応じてボランティアを派遣する仲介システムの整備を促進するとともに、その担い手となるボランティアコーディネーターの養成に努めます。

さらに、ボランティア交流会や交流研修会などボランティア同士の情報交換の場を設けるとともに、ボランティア団体のネットワーク化を促進します。

○主な取り組み…各種情報提供、ボランティアコーディネーター養成等

## 次世代

母子愛育会等の子育て支援ボランティアや読み聞かせなど、生涯学習に関するボランティアへの参加促進と活動支援を行うとともに、積極的な活用に向けた取り組みを推進します。

また、各事業でのボランティアの受け入れ体制を確立し、幅広い活動の場の拡充に努めます。

○主な取り組み…ボランティア活動支援、ボランティアの育成等



## 2 福祉教育の推進

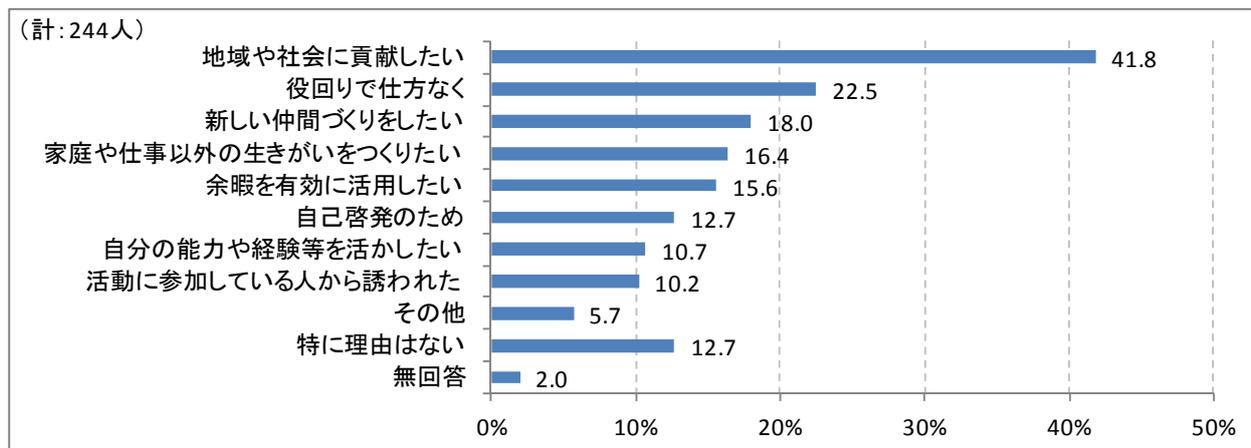
### 現状と課題

#### <アンケート調査結果>

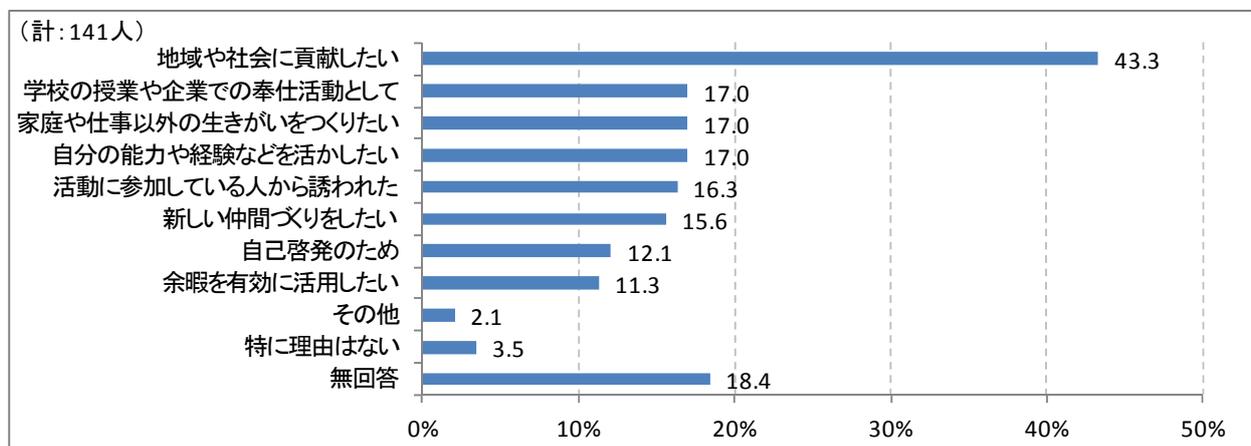
地域活動への参加理由としては、「地域や社会に貢献したい」が最も多く、41.8%となっています。続いて、「役回りで仕方なく」(22.5%)、「新しい仲間作りをしたい」(18.0%)、「家庭や仕事以外の生きがいをつくりたい」(16.4%)となっています。また、ボランティア活動への参加理由で最も多かった理由は、「地域や社会に貢献したい」で43.3%となっています。続いて「学校の授業や企業での奉仕活動として」、「家庭や仕事以外の生きがいをつくりたい」、「自分の能力や経験などを活かしたい」がいずれも17.0%となっています。

また、障害者へのアンケート調査では、障害者への町民の理解を深めるために必要なことにおいて、「学校での福祉教育を充実する」が最も多く、25.8%となっています。

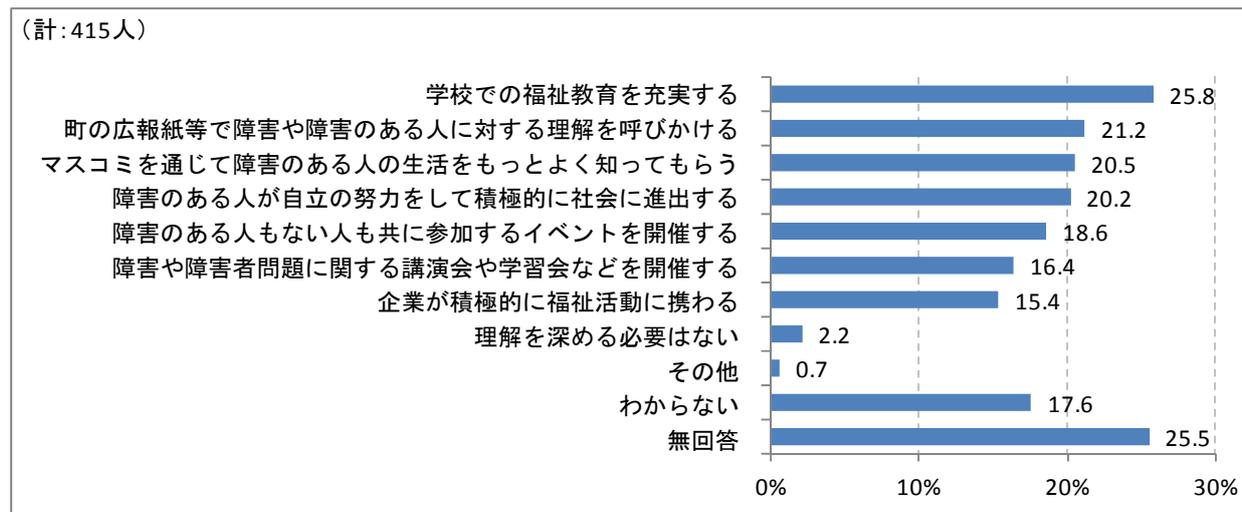
#### ■ 地域活動への参加理由 ■



#### ■ ボランティア活動への参加理由 ■



■ 障害者への町民の理解を深めるために必要なこと ■



今後の取り組み

調査結果から、地域活動やボランティア活動参加者の中では、地域や社会に貢献したいという思いを持っている人がおよそ半数を占めています。地域活動やボランティア活動の活性化のため、様々な活動機会の提供・創出に努めるとともに、継続した活動とするための支援に努めます。

また、子どもたちが福祉について考え、学ぶ機会を提供できるよう、学校や家庭、職場など、すべての生活の場面において、優しさや思いやりの心を育てるための福祉教育の推進や活動機会の提供・創出を図ります。

高齢者

高齢期にあっても学習や仕事への意欲を持ち、介護や支援を必要としない高齢者は年々増え続けています。そこで、これまで地域の高齢者が培ってきた豊かな知識と経験を活かし、就業・ボランティア・健康づくり・学習などに、気軽に参加できるよう、生きがいの持てる地域づくりを進めます。

行政と住民の協働体制の確立を図るには、住民の理解と協力が不可欠であるため、長寿社会への対応を住民共通の課題としてとらえ、高齢者に対する理解を深められるように取り組みます。(再掲)

○主な取り組み…ボランティア活動、シルバー人材センターへの登録、ボランティアの育成等

## 障害者

障害のあるなしにかかわらず、お互いを地域社会の一員として共に生活していく社会を実現するためには、幼いころから人権や社会福祉への関心を持ち、自ら考え、行動する力を養うことが大切です。町においても、幼児教育、学校教育の中で一貫した福祉教育を推進します。

また、各学校、幼稚園において開催している教職員に対する福祉教育の研修をさらに充実させ、支援を必要とする幼児、児童、生徒に対する指導力の向上及び学習指導の改善、充実を図ります。

○主な取り組み…福祉教育の推進、教職員研修等

## 次世代

さまざまな体験・活動を通じて、自然や郷土を愛し、他人を思いやる心を育み、規範意識を身に付ける教育を推進します。

また、集団生活のなかでのさまざまな遊びや体験を通じて、思いやりの心や基本的な習慣、規範意識等を身に付けることができる活動の充実に努めます。

○主な取り組み…豊かな心と健やかな体を育む活動、幼稚園教育の充実等



### 3 人材育成体制の充実

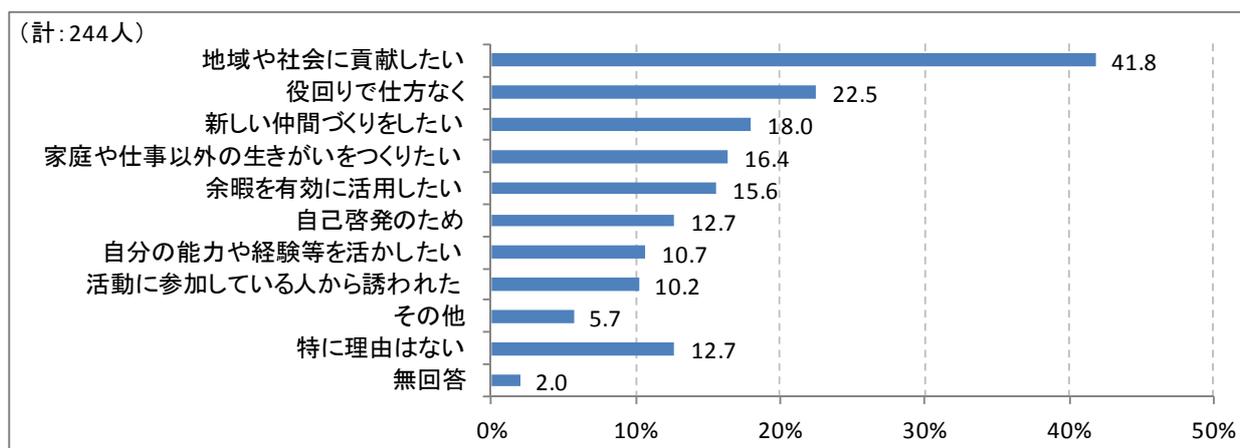
#### 現状と課題

現在、ボランティア団体数は35団体、個人登録ボランティアの登録人数は988人となっています。

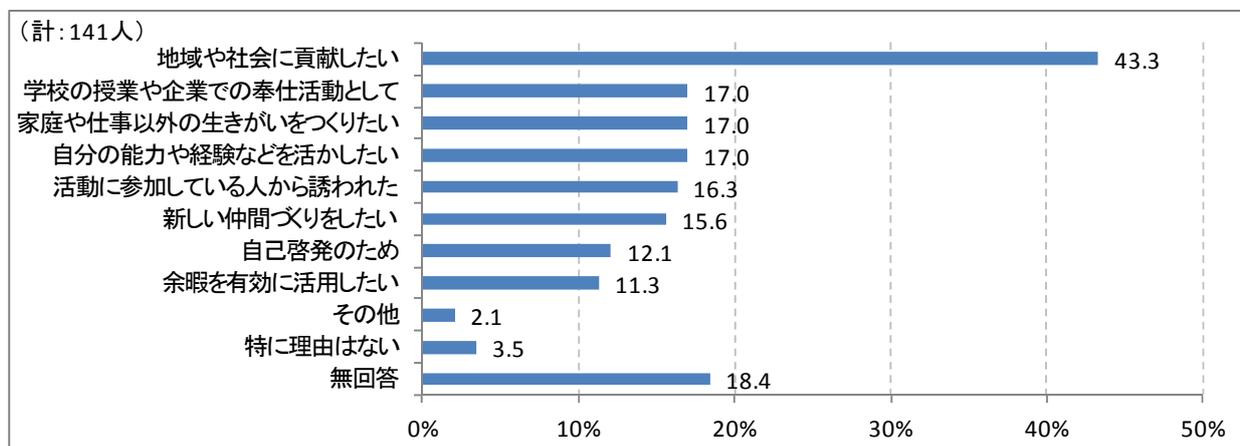
#### <アンケート調査結果>

地域活動への参加理由としては、「地域や社会に貢献したい」が最も多く、41.8%となっています。続いて、「役回りで仕方なく」(22.5%)、「新しい仲間作りをしたい」(18.0%)、「家庭や仕事以外の生きがいをつくりたい」(16.4%)となっています。また、ボランティア活動への参加理由で最も多かった理由は、「地域や社会に貢献したい」で43.3%となっています。続いて「学校の授業や企業での奉仕活動として」、「家庭や仕事以外の生きがいをつくりたい」、「自分の能力や経験などを活かしたい」がいずれも17.0%となっています。(再掲)

#### ■ 地域活動への参加理由 ■



#### ■ ボランティア活動への参加理由 ■



## 今後の取り組み

少子高齢化が進行する中、相手の立場で行動できるボランティア、NPOの役割は、今後ますます大きくなると考えられ、地域福祉の担い手としてもさらに力が発揮できるよう、研修や活動の支援を行う必要があります。

NPO、ボランティア活動に関するさまざまな媒体を活用した情報提供や人材育成等への支援を行い、その活動の活性化を図ります。

## 高齢者

高齢期にあっても学習や仕事への意欲を持ち、介護や支援を必要としない高齢者は年々増え続けています。そこで、これまで地域の高齢者が培ってきた豊かな知識と経験を活かし、就業・ボランティア・健康づくり・学習などに、気軽に参加できるよう、生きがいの持てる地域づくりを進めます。(再掲)

○主な取り組み…ボランティア活動、シルバー人材センターへの登録、ボランティアの育成等

## 障害者

ボランティアを必要としている施設や障害者に対して、そのニーズに応じてボランティアを派遣する仲介システムの整備を促進するとともに、その担い手となるボランティアコーディネーターの養成に努めます。(再掲)

○主な取り組み…ボランティアコーディネーター養成等

## 次世代

子育てに対する心構えや知識の普及を図るとともに、次代の親となる子どもがさまざまな体験や活動を通じて、子育ての大切さを実感できる機会を創出します。

各学校・幼稚園における家庭教育学級や母子保健事業、公民館等での各種講座など、子育てやしつけ等に関する学習機会の充実を図ります。

また、職業体験や乳幼児とのふれあい体験等を通じて、将来、家庭を持つことに対するイメージや職業観の醸成を図ります。

○主な取り組み…家庭教育に関する学習機会の充実、次代の親の育成等



## 第4章 福祉のまちづくりの推進



## 第4章 福祉のまちづくりの推進

### 1 バリアフリーの推進

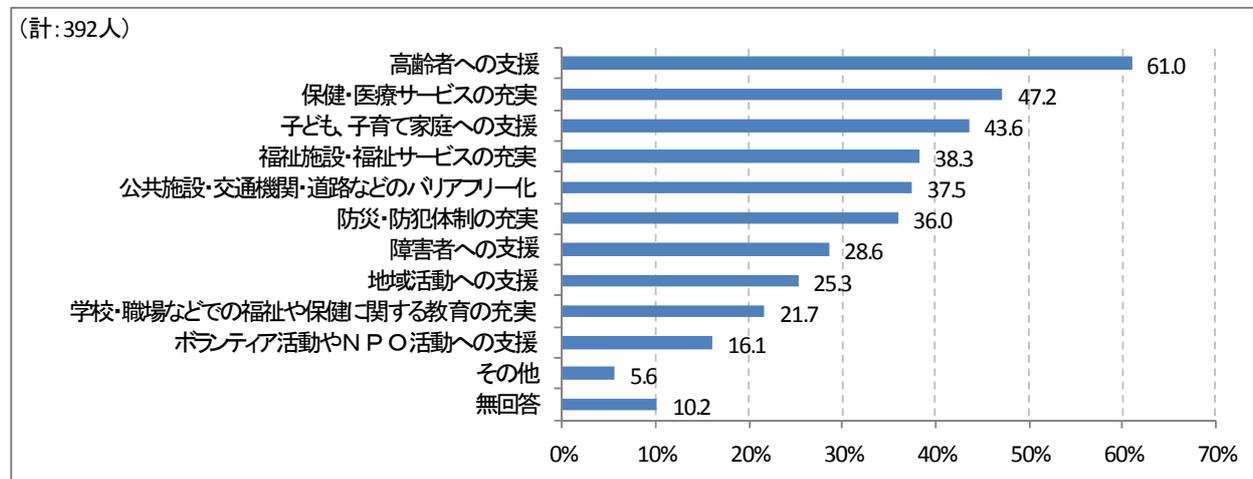
#### 現状と課題

高齢者や障害者、子どもを含めた全ての人が住み慣れた地域でいきいきと暮らすためには、生活領域を拡大し、様々な社会参加が可能となるよう、気軽に安心して移動できる環境整備が必要です。また、外出することは、閉じこもりを予防する効果もあり、外に出ることによって社会の中での交流も生まれます。しかし、現状をみると、道路や交通機関、公共施設や民間施設などのバリアフリー化は十分ではありません。

#### <アンケート調査結果>

地域に必要な取り組みにおいて、「公共施設・交通機関・道路などのバリアフリー化」と回答した人は全体の3割以上となっています。

#### ■ 地域に必要な取り組み ■



### 今後の取り組み

今後、整備する公共施設については、ユニバーサルデザインの視点から整備を進めます。また、関係企業・関係機関に対し、エスカレーターやエレベーター、スロープ、多目的トイレの設置など公共交通機関や民間施設のバリアフリー化を働きかけます。

また、車いす、ベビーカーなどに配慮し、歩きやすく安全に移動することができるよう、歩道の拡幅や段差解消、点字ブロックの設置など道路のバリアフリー化を推進します。

高齢者や障害者などが日常生活を安心して過ごすことができるように、住宅のバリアフリー化について、改修方法や建築事業者などの情報提供を行います。

### 高齢者

身体機能が低下している高齢者にとって、安全な生活環境づくりは不可欠です。高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続することができるよう、最も身近な住まいの環境への相談支援をはじめ、今後も公共施設等のバリアフリー化を推進します。

また、自立生活が可能な住まいの確保を図り、高齢者が自ら望む暮らし方を実現できるよう、住宅改修の支援を図り、継続して在宅で暮らせる環境づくりに取り組みます。

○主な取り組み…居宅介護住宅改修事業（介護予防住宅改修事業）等

### 障害者

公共施設の改修、整備をさらに促進するとともに、町内主要道路の段差の解消、幅の広い歩道の整備など、歩行空間のバリアフリー化に努めます。

また、住宅改修に関する相談支援体制を整備し、住宅改修費の助成制度（地域生活支援事業）の利用を促進するとともに、情報の提供に努めます。

○主な取り組み…住宅改修費助成（地域生活支援事業）等

### 次世代

子ども連れの親子が安心して気軽に外出できるための環境整備と外出先での理解促進に向けた取り組みを推進します。

公共施設等において、段差の解消や多目的トイレの設置など、小さな子ども連れでも安心して利用できる設備の整備を推進します。また、既存の公園・緑地について、より利用しやすいよう整備していくとともに、遊具等の安全管理を推進します。

○主な取り組み…公共施設のバリアフリー化の促進、公園・緑地の整備等

## 2 心のバリアフリーの推進

### 現状と課題

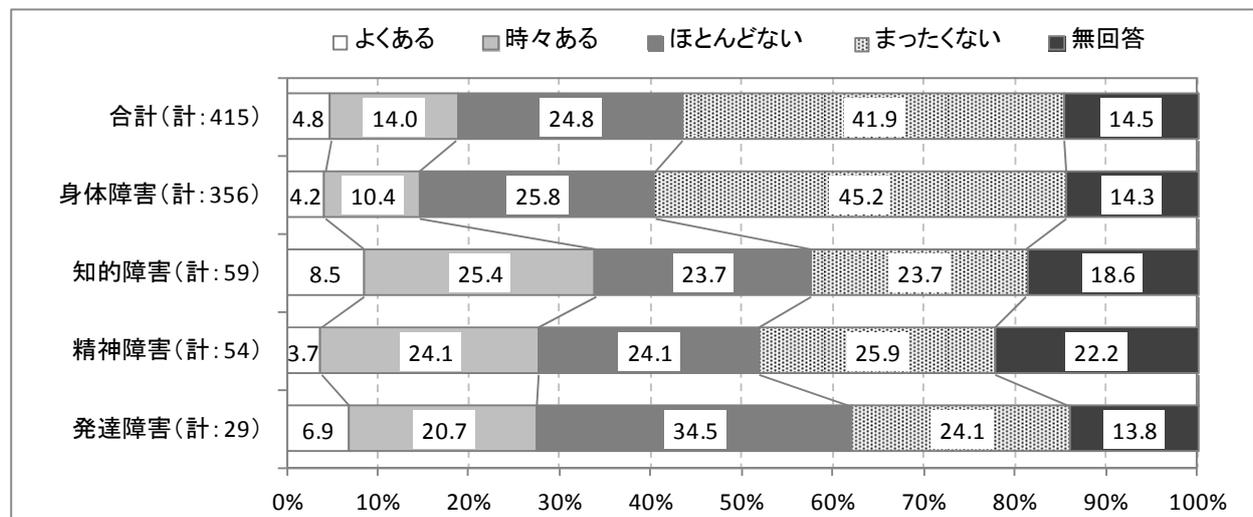
だれもが住み慣れた地域で安心した暮らしを送るには、お互いに個人の尊厳を重んじ、その人が存在する価値を認め合うことが重要です。そのためには、偏見や障害に対する理解不足などから、無意識に差別をしてしまうことがなくなる必要があります。

年齢や障害のあるなしにかかわらず、全ての人の人権が尊重され、差別意識をなくし、支え合いの意識を持ってお互いに認め合える心のバリアフリーの実現に向けた啓発活動が必要です。

#### <アンケート調査結果>

障害があるために差別をうけたり、いやな思いをしたことの有無では、「よくある」と「時々ある」を合わせた割合が最も多かったのは知的障害者で 33.9%となっています。次いで、精神障害者（27.8%）、発達障害者（27.6%）、身体障害者（14.6%）となっており、障害で差が出た結果となっています。

#### ■ 障害があるために差別をうけたり、いやな思いをしたことの有無 ■



資料：アンケート調査（障害者）

### 今後の取り組み

高齢者、障害者などに対し、差別や偏見がなく、安心して生活を送ることができる地域社会を目指した心のバリアフリーへの啓発活動を推進します。

また、人権問題について一人ひとりが正しい知識を持ち、その問題解決に向けて個々が自主的に取り組むことができるよう意識の向上を図るため、人権週間などを通じて人権教育や啓発活動を推進します。

DV や虐待などについて関係機関などと連携を強化しながら、防止への啓発活動を推進します。

### 高齢者

高齢者が地域で安心して暮らしができるように、高齢者やその家族、サービス提供事業者等の高齢者虐待に対する問題意識を高めるとともに、虐待の発見から対応までの流れを精査し、関係機関との連携を含めた支援体制を図れるよう、高齢者虐待防止対策を推進するとともに、地域全体で高齢者を支える意識や体制づくりを強化します。

○主な取り組み…高齢者虐待防止対策等

### 障害者

町の広報紙を利用した啓発・広報活動を継続的に行うとともに、啓発を目的としたポスターやパンフレット等の作成、配布に努めます。また、国や県などのパンフレットやホームページ等の有効活用を図り、障害者に対する差別の防止や理解の促進に努めます。さらに、町職員に対しても障害や障害者への正しい理解が深まるよう研修等を実施します。(再掲)

また、すべての障害、障害者に対する知識の普及に努め、理解の促進を図ることはもちろんですが、アンケート調査結果から、特に知的障害に対しての地域の理解を浸透させていくための取り組みの実施に努めます。

○主な取り組み…各種広報活動、広報紙・ポスター・パンフレット作成、職員研修等

### 次世代

子育て家庭に対する町民の理解を促進し、外出先において親子連れを温かい目で見守り、手助けをしていくような意識啓発を行います。

広報紙への掲載や各種イベント等での協力依頼など、さまざまな機会において意識啓発を図ります。

○主な取り組み…各種広報活動等

### 3 防犯・防災体制の強化

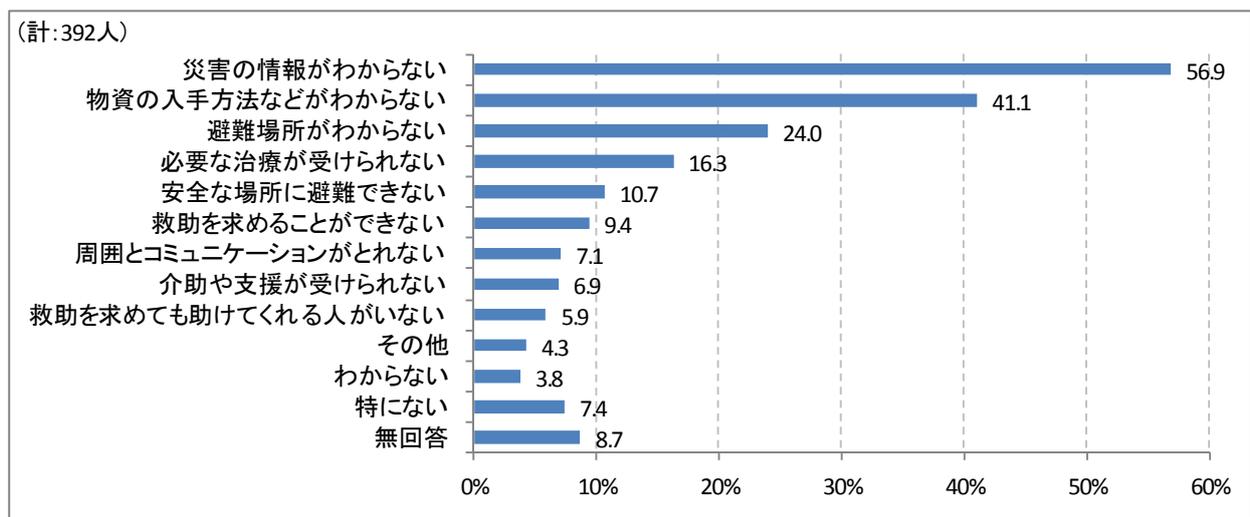
#### 現状と課題

大規模な災害が発生した際には、初期対策として地域での防災活動が特に重要になってきます。そのためにも、災害時における高齢者や障害者など災害時要援護者の視点を含めた防災計画の策定と、必要な人員の配置、施設や備品の整備が求められています。

#### <アンケート調査結果>

災害発生時に困ることでは、「災害の情報がわからない」、「物資の入手方法がわからない」、「避難場所がわからない」が上位に挙げられています。

#### ■ 災害発生時困ること ■



#### 今後の取り組み

緊急時・災害時において、高齢者のみで暮らす世帯や障害者に対して十分にケアができる体制を構築し、救助活動が迅速に行えるよう、高齢者の安否確認などの支援活動の周知・充実に努めます。障害者の把握についても自治会や民生委員・児童委員などと共同で実態把握に努めます。

また、緊急時や災害時、防犯・防災は、地域住民による支え合いが重要であり、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識の向上を図ります。さらに、情報伝達、避難誘導、救助、防犯パトロールなど地域ぐるみによる防災・防犯を支援します。

## 高齢者

災害や事件・事故などあらゆる危険から高齢者の安全を確保できるように、関係機関との連携体制の強化を図るとともに、地域住民への協力の要請を行い、行政と住民との協働による安心・安全なまちづくりを推進します。

○主な取り組み…緊急通報装置貸与事業、愛の定期便、災害時要援護者支援対策等

## 障害者

防災においては、「広報しろさと」に町の避難場所や避難経路、災害の知識及び対処法を掲載します。また、広報紙のほかにも、防災マニュアル等の配布を行います。

また、障害者やその家族が、緊急時に警察や消防署等関係機関に即時に通報できるよう、緊急連絡網、ファックス 110 番等、緊急通報・連絡体制をより一層充実します。視覚障害者等を含め、すべての人に災害情報等が迅速に伝わるよう、伝達手段を検討し、その周知に努めます。

防犯においては、障害者の犯罪被害防止のために、防犯意識の高揚を図り、自主防犯組織の育成と地域安全運動を推進し、安全なまちづくりに努めます。

また、町広報紙やパンフレット等により、悪質商法等についての情報提供に努めます。

○主な取り組み…各種広報活動・情報提供、緊急通報・連絡体制の充実、自主防犯組織の育成等

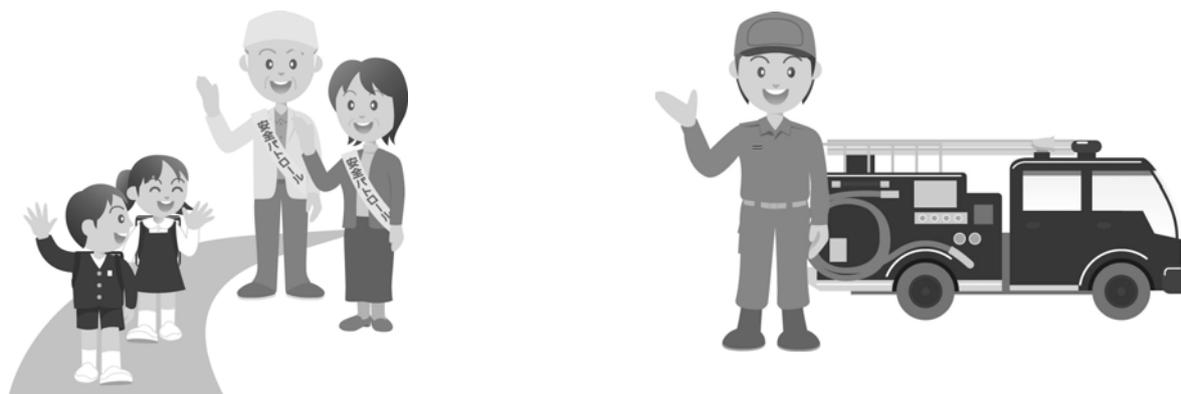
## 次世代

防災においては、災害時の拠点となる公共施設や学校の耐震化や防災設備の整備・充実を図るとともに、児童生徒への防災教育や防災訓練の実施等による防災意識の啓発を図ります。

防犯においては、子どもが犯罪被害に巻き込まれないよう、防犯に対する意識醸成を図るとともに、地域全体で見守るための体制づくりと活動の促進を図ります。

また、夜間の犯罪防止および通行の安全確保に向け、防犯灯やカーブミラー・標識等の交通安全施設の設置・整備を推進します。

○主な取り組み…防災教育、安全・安心マップ作製、情報モラル教育、防犯ブザー配布、「子どもを守る 110 番の家」の設置、不審者情報の提供、防犯パトロール、相談支援等



## 第5章 計画の推進にあたって



## 第5章 計画の推進にあたって

### 1 計画の推進体制

---

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域のふれあいを大切にしまちづくりや、きめ細やかな福祉サービスの提供が求められます。しかし、今日の複雑化した社会環境の中で、地域では様々な生活課題や困難な問題を抱える人たちも増えており、行政や一部の専門家の力だけでは解決が困難になっています。そのため、町民、地域、社会福祉協議会、行政がそれぞれの分野において積極的に役割を果たし、協働しながら、地域社会全体で計画の実現に向けた取り組みを進めます。

### 2 計画の評価体制

---

計画の評価は、次回計画策定の際にアンケート調査等を行い、制度の浸透状況や住民の意向を把握したうえで、計画の点検・評価を行っていきます。また、普段のケースワークの際にも当事者からの声や民生委員・児童委員等からの情報により、逐次、意向の把握に努め、計画の点検・評価を行い改善に努めます。





# 資料編

---



## 資料編

## 1 策定経過

城里町地域福祉計画策定経過は以下のとおりです。

■ 城里町地域福祉計画策定経過 ■

期 日	内容等
平成 23 年 8 月 8 日 (月)	第 1 回策定委員会 ・ 委嘱状交付 ・ 第 2 期城里町地域福祉計画について
9 月	アンケート調査票作成 アンケート
10 月	アンケート調査 ・ 10 月 3 日 (月) ~ 10 月 17 日 (月)
11 月・12 月	アンケート調査報告書作成 第 2 期計画素案作成
平成 24 年 1 月 12 日 (木)	第 2 回策定委員会 ・ アンケート調査結果報告 ・ 第 2 期計画素案について
1 月	パブリックコメントの実施 ・ 1 月 18 日 (水) ~ 2 月 8 日 (水)
2 月 27 日 (月)	第 3 回策定委員会 ・ 第 2 期計画の決定

## 2 城里町地域福祉計画策定委員会設置要綱

---

(目的及び設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に基づき、地域住民、地域団体等との協働により地域福祉の計画的な推進を図ることを目的に、城里町地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、城里町地域福祉計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、前条の目的を達成するため次の事項を所掌する。

(1) 計画に関する調査研究

- ア 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- イ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ウ 地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、本要綱に定める目的の達成に必要な事項

2 策定委員会は、前項の調査研究のほか、計画の策定、町長に必要な意見の具申及び提言等を行うものとする。

(組 織)

第3条 策定委員会の委員は、次に掲げる者で組織し、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉を目的とする団体及び事業者の代表
- (3) 保健、医療又は福祉施設等の関係者
- (4) 町長が必要と認めた者

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、当該計画策定の終了までとする。

(会 議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(事務局)

第7条 策定委員会の事務局は、健康福祉課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年7月1日から施行する。

(最初の会議の招集)

2 最初に招集される委員会は、第6条の規定にかかわらず町長が招集する。

### 3 城里町地域福祉計画策定委員会委員名簿

#### ■ 第2期城里町地域福祉計画策定委員会名簿 ■

	団体名等	氏名	備考
1	城里町議会議長	小松崎 三夫	委員長
2	城里町議会総務民生常任委員会委員長	阿久津 則男	
3	城里町医師	上井 雅哉	
4	城里町区長会会長	島 榮	副委員長
5	城里町学校長会長（桂小学校）	飯村 和一	
6	城里町身体障害者協会会長	倉橋 要義	
7	城里町母子寡婦福祉協会会長	瀬谷 博子	
8	城里町高年者クラブ連合会会長	横倉 芳郎	
9	城里町民生委員・児童委員協議会会長	園部 良夫	
10	城里町常北女性会会長	興野 芳恵	
11	城里町ボランティア連絡協議会会長	寺門 茂雄	
12	城里町社会福祉協議会常任理事（町副町長）	小山 一夫	
13	城里町社会福祉協議会事務局長	軍司 修	
14	保険課長	川又 重光	

任期 平成23年8月1日～平成24年3月31日

## 城里町 第2期地域福祉計画

---

平成 24 年3月

発行 城里町

編集 城里町 健康福祉課

〒331-4391 茨城県東茨城郡城里町石塚 1428-25

TEL 029-288-3111 (代)

FAX 029-240-6466

町ホームページ <http://www.town.shirosato.lg.jp/>

E-mail [kenkou@town.shirosato.lg.jp](mailto:kenkou@town.shirosato.lg.jp)